

令和6年2月 定例記者会見

と き 令和6年2月20日（火）
午前10時30分から
ところ 市役所 201、202、203 会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 2月定例議会提出案件について
- 3 質疑
- 4 その他

犬 山 市

目 次

1	2月定例議会日程（案）	1
2	提出案件一覧	2
3	条例案件等	5
4	令和6年度当初予算の概要	3 2
	主な新規主要事業	4 0
5	令和5年度2月補正予算	6 8
6	令和6年5月末までの主な行催事	8 2
	市制70周年記念事業	8 5

1 2月定例議会日程（案）

議会期間 25日間 2月26日（月）～3月21日（木）

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	2. 26	月	午前10時	○再 開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○施政方針演説 ○議案上程説明 ○請願の委員会付託 ○陳情の委員会送付
第 2 日	27	火		○精 読
第 3 日	28	水	午前10時	○補正予算案件に対する議案質疑 ・委員会審査・討論・採決
第 4 日	29	木		○精 読
第 5 日	3. 1	金		○精 読
第 6 日	2	ⓧ		○休 会
第 7 日	3	ⓧ		○休 会
第 8 日	4	月	午前10時	○一般質問
第 9 日	5	火	午前10時	○一般質問
第 10 日	6	水		○休 会
第 11 日	7	木	午前10時	○一般質問
第 12 日	8	金	午前10時	○一般質問
第 13 日	9	ⓧ		○休 会
第 14 日	10	ⓧ		○休 会
第 15 日	11	月	午前10時	○議案質疑
第 16 日	12	火	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第 17 日	13	水		○全員協議会
第 18 日	14	木		○部門委員会
第 19 日	15	金		○部門委員会
第 20 日	16	ⓧ		○休 会
第 21 日	17	ⓧ		○休 会
第 22 日	18	月		○部門委員会
第 23 日	19	火		○休 会
第 24 日	20	ⓧ		○休 会
第 25 日	21	木	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

2 提出案件一覧

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	
(1) 制 定	1
(2) 一部改正	15
2 単 行	1
3 人 事	6
3 予 算	
(1) 令和6年度当初予算	
ア 一般会計	1
イ 特別会計	5
ウ 企業会計	2
(2) 令和5年度補正予算	
ア 一般会計	1
イ 特別会計	4
ウ 企業会計	2
計	38

令和6年2月定例議会提出議案一覧表

令和6年2月26日

- | | |
|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 第3号議案 | 犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の制定について |
| 第4号議案 | 犬山市表彰条例の一部改正について |
| 第5号議案 | 犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について |
| 第6号議案 | 犬山市附属機関設置条例の一部改正について |
| 第7号議案 | 犬山市職員定数条例等の一部改正について |
| 第8号議案 | 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 第9号議案 | 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第10号議案 | 犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 第11号議案 | 犬山市手数料条例の一部改正について |
| 第12号議案 | 犬山市手数料条例の一部改正について |
| 第13号議案 | 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第14号議案 | 犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について |
| 第15号議案 | 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 第16号議案 | 犬山市介護保険条例の一部改正について |
| 第17号議案 | 犬山市水道事業給水条例及び犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について |

第18号議案	犬山市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第19号議案	工事請負契約の締結について（城東中学校南側多目的広場整備工事）
第20号議案	犬山市教育委員会委員の任命について
第21号議案	犬山市監査委員の選任について
第22号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第23号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第24号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第25号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第26号議案	令和6年度犬山市一般会計予算
第27号議案	令和6年度犬山市国民健康保険特別会計予算
第28号議案	令和6年度犬山市犬山城費特別会計予算
第29号議案	令和6年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算
第30号議案	令和6年度犬山市介護保険特別会計予算
第31号議案	令和6年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算
第32号議案	令和6年度犬山市水道事業会計予算
第33号議案	令和6年度犬山市下水道事業会計予算
第34号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算（第11号）
第35号議案	令和5年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第36号議案	令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第4号）
第37号議案	令和5年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第3号）
第38号議案	令和5年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第39号議案	令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第5号）
第40号議案	令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第4号）

3 条例案件等

◎ 条例

健康福祉部 福祉課

《制定》

- 犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の制定について（第3号議案）

【趣旨】

手話が言語であるとの理解を促し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進を図るもの。

【背景・目的】

国際連合の「障害者の権利に関する条約」において手話が言語であることが定義されたことを受け、平成23年の障害者基本法改正で手話を言語として位置づけ、障害者のコミュニケーション手段についての選択の機会の確保及び拡大の必要性について定められた。これらを踏まえ研究を重ねた結果、条例により市の責務、市民、事業者の役割などを明らかにし、地域共生社会の実現を目指すこととした。

【経過】

- ・犬山市障害者自立支援協議会（委員17名）に諮問、答申
全体会：3回開催、部会ワーキングチーム会議：4回開催
（期間：令和5年5月～令和6年2月）
- ・パブリックコメント実施（期間：令和5年12月5日～令和6年1月5日）

【効果】

条例において基本理念を定めることにより、市が目指す手話言語の理解促進や障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発の方向性が明確となり、役割に応じた取り組みが進められる。

＜令和6年度の主な取り組み＞

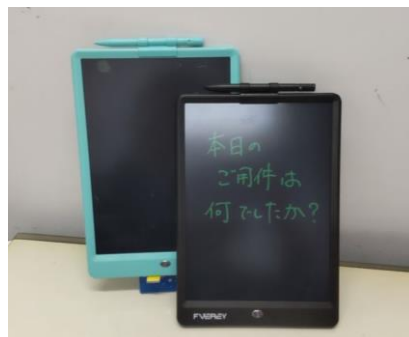
- ・コミュニケーション（筆談）ボードの設置
- ・配慮の取り組みがわかるステッカーの配布
- ・読み聞かせイベントの開催 など

【施行日】 令和6年4月1日

【その他】

県内の条例制定状況（令和6年1月16日現在）

- ・手話言語条例：県及び12市1町
- ・情報コミュニケーション条例：県及び3市



コミュニケーションボード



参考：明石市のステッカー

《一部改正》

○ 犬山市表彰条例の一部改正について（第4号議案）

【趣旨】

令和6年5月18日に開催する市制70周年記念式典での表彰に向けて、表彰の対象を明確化するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

- ・市の表彰（一般表彰、自治功労表彰）において、法人や団体も対象とすることを明確にする。
- ・異なる功績分野での複数同時表彰が可能であることを明確にする。
- ・犬山市表彰審査委員会の委員の任期について定める。

【効果】

表彰事務を円滑に進めることができる。

【その他】

字句修正等、所要の改正を併せて行う。

【施行日】

公布の日

<参考>表彰の実績

年度	一般表彰	自治功労表彰
平成26年度（60周年）	117	0
平成27年度	—	3
平成28年度	—	2
平成29年度	—	1
平成30年度	—	0
令和元年度（65周年）	148	11
令和2年度	—	6
令和3年度	—	4
令和4年度	—	3
令和5年度	—	0

《一部改正》

- 犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（第5号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）

【内容】

- ①下記の用語についての定義を追加

- ・ 特定個人番号利用事務

→法別表に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報（個人番号を含む情報）の提供を受けることにより効率化を図るべきものとして主務省令（※）で定めるもの

- ・ 利用特定個人情報

→特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令（※）で定めるもの

※主務省令は今後改正される見込みであり、現在は内容未定。

- ②法により条例で定めることとされる「個人番号を利用することができる事務」を次のとおり変更する。

改正前 法別表第2に掲げる事務



改正後 特定個人番号利用事務

（参考）法改正の趣旨

従来、行政機関等間での情報連携（※）については、情報提供の主体、情報利用の対象となる事務、提供対象となる情報を法別表第2で規定していたが、今回の法改正によりこれらを主務省令に規定することにより情報連携が可能になる仕組みとなる。これにより速やかな情報連携の実現が期待できる。

※ 情報連携 … 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

【施行日】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

《一部改正》

○ 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（第6号議案）

【趣旨】

附属機関の設置及び令和6年度機構改革に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容①】

次の附属機関を設置する。

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市ジェンダー平等審議会	市長の諮問に応じ、ジェンダー平等に係る施策に関する事項等について審議する。	10人以内	2年

【背景・目的】

ジェンダー平等に関わる社会状況は、刻一刻と変化しており、学術的な知見や関係者からの生の声を反映し、ジェンダー平等施策を実施するための検討の場として、審議会を立ち上げる。

【スケジュール】

令和6年4月～ : 委員の人選
6月 : 委嘱、第1回審議会開催
9月 : 第2回審議会開催
令和7年2月 : 第3回審議会開催

【内容②】

機構改革に伴うもの（機構改革の内容はP. 9参照）

子ども未来課所管の附属機関のうち教育委員会が設置するものを廃止し、同趣旨の附属機関として新たに市長が設置するため規定の整理を行う。

【施行日】

令和6年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市職員定数条例等の一部改正について（第7号議案）

【趣旨】

令和6年度機構改革等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【機構改革の概要】

子ども未来課を教育委員会部局から市長部局に移管し、4課を8課に分割する。

部名	～R5	R6～
市民部	地域協働課	地域協働課
		多様性社会推進課
健康福祉部	福祉課	福祉課
		障害者支援課
	子ども未来課	子育て支援課
		子ども未来課
教育部	文化スポーツ課	文化推進課
		スポーツ交流課
	子ども未来課	

【内容】

子ども未来課を教育委員会部局から市長部局に移管するため、次の事項について規定の整理を行う。

- ・子ども未来課の職員（保育職を含む）に相当する職員定数を、教育委員会の事務部局から市長の事務部局へ移管（第1条関係）
- ・各条例の委任に関する規定について、教育委員会が定める規則から市長が定める規則によるものへと変更（第3条～第10条関係）
- ・教育委員会の会議の議決事件から「児童福祉施設の設置及び廃止に関すること」を削除（第11条関係）

【その他】

影響のある条例について内容を総点検の上、字句修正等所要の改正を併せて行う。（第2条関係ほか）

【施行日】

令和6年4月1日

《一部改正》

- 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
(第8号議案)

【趣旨】

市議会議員の議員報酬月額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

犬山市特別職報酬等審議会からの答申を受け、経済状況や本市の財政状況、今年度の人事院勧告に基づく行政職俸給表（一）の引上げ率（0.96%）を踏まえて、議長、副議長及び議員の議員報酬月額を引き上げる。

※引上げ額は、今年度の人事院勧告に基づく国家公務員の指定職の平均改定率（0.3%）を基に算定。

【影響額】

	現行 (平成25年度～)	改定後	影響額※
議長	527,000円	529,000円	2,000円増 (年間33,860円増)
副議長	487,000円	488,000円	1,000円増 (年間16,930円増)
議員	472,000円	473,000円	1,000円増 (年間16,930円増)

※年間影響額には期末手当を含む。

【参考・過去の報酬月額】

	平成8年度～	平成22年度～
議長	530,000円	529,000円
副議長	490,000円	489,000円
議員	475,000円	474,000円

【施行日】

令和6年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について（第9号議案）

【趣旨】

市長、副市長及び教育長の給料月額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

犬山市特別職報酬等審議会からの答申を受け、経済状況や本市の財政状況、今年度の人事院勧告に基づく行政職俸給表（一）の引上げ率（0.96%）を踏まえて、市長、副市長及び教育長の給料月額を引き上げる。

※引上げ額は、今年度の人事院勧告に基づく国家公務員の指定職の平均改定率（0.3%）を基に算定。

【影響額】

	現行 (平成25年度～)	改定後	影響額※
市長	964,000円	967,000円	3,000円増 (年間53,684円増)
副市長	800,000円	802,000円	2,000円増 (年間35,788円増)
教育長	710,000円	712,000円	2,000円増 (年間35,788円増)

※年間影響額には地域手当及び期末手当を含む。

【参考・過去の給料月額】

	平成8年度～	平成22年度～
市長	970,000円	968,000円
副市長	805,000円	803,000円
教育長	715,000円	713,000円

【施行日】

令和6年4月1日

《一部改正》

- 犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(第10号議案)

【趣旨】

会計年度任用職員の給料の額の改定及び勤勉手当の支給を開始するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

今年度の人事院勧告に基づく国家公務員一般職の給与改定に準じ、職種区分ごとに時給単価で10円から75円の給料月額を引き上げを行う。

また、令和6年度より会計年度任用職員（週15時間30分以上の勤務の者に限る。（※））に勤勉手当（2.05月）を支給する。

※期末手当の支給要件と同様

【影響額】

区分	人数	影響額（令和5年度比）
フルタイム会計年度任用職員	75名	50,129千円増
パートタイム会計年度任用職員	592名	212,088千円増

※人数は令和5年12月分支給対象者。影響額は期末手当、勤勉手当分を含む。

〈主な職種における影響〉

フルタイム会計年度任用職員

区分	影響額※1	時給単価
事務職	年額 554,053円増（月額 12,206円増）	1,057円→1,132円
保育士	年額 573,321円増（月額 11,392円増）	1,155円→1,225円

パートタイム会計年度任用職員

区分	影響額※1	時給単価
事務職※2	年額 389,321円増（月額 8,719円増）	1,030円→1,105円
保育士※3	年額 436,117円増（月額 8,820円増）	1,125円→1,195円

※1 年額には期末手当、勤勉手当を含む。

※2 1日7時間45分 月15日勤務

※3 1日6時間 月21日勤務

【施行日】

令和6年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市手数料条例の一部改正について（第11号議案）

【趣旨】

国の政令（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）

【内容】

- ①戸籍謄本等の広域交付（本籍地以外の者の戸籍謄本等の交付）の開始に伴う取扱い事務の追加（手数料は当市が本籍地である場合の交付と同額）
- ②「戸籍電子証明書提供用識別符号（オンライン上で行政手続きの際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号）」及び同様の「除籍電子証明書提供用識別符号」の発行の開始に伴う手数料の追加
 - ・戸籍電子証明書提供用識別符号 1件 400円
 - ・除籍電子証明書提供用識別符号 1件 700円
- ③電子化された届書等情報（届出等の書類をスキャンした画像情報）の内容に係る証明書の交付及び閲覧の開始に伴う取扱い事務の追加（手数料は紙の証明書の交付及び閲覧と同額）

【現状・課題】

戸籍謄本等は本籍地でしか取得できず、また、紙のみの交付である。

【効果】

- ①本籍地が遠隔にある場合も、最寄りの市区町村の窓口で戸籍謄本等が取得できる。
- ②戸籍証明書等の添付が不要となり、オンライン上で行政手続きが完結する。

【その他】

- ①戸籍謄本等の広域交付は窓口のみの交付であり、電子化されていない一部の戸籍及び除籍（※）に関する証明等は対象外となる。
 - ※氏名に電子化非対応の漢字を含み、紙の戸籍と異なる漢字を表記することにより、本人からの電子化の同意を得られていないもの。
- ②戸籍電子証明書提供用識別符号については、マイナポータルを通じた申請や同時に戸籍謄本等を請求する場合は手数料を徴収しない。

【施行日】

令和6年3月1日

《一部改正》

○ 犬山市手数料条例の一部改正について（第12号議案）

【趣旨】

国の政令（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）

【内容】

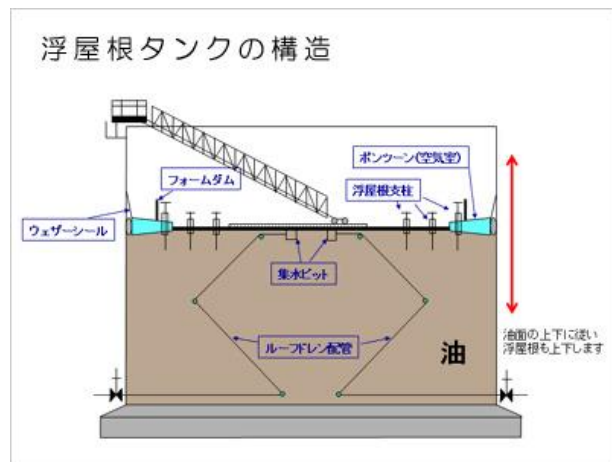
危険物製造所等設置許可申請に係る手数料（全8件）を次のとおり増額する。

区分		現行	改定後
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,180,000円	1,450,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,410,000円	1,720,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,590,000円	1,920,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,950,000円	2,360,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	2,270,000円	2,740,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	4,550,000円	5,640,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,820,000円	7,240,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	7,070,000円	8,790,000円

【用語説明】

- ・ 特定屋外タンク：1,000KL以上の屋外タンク貯蔵所(ドラム缶に換算して5,000本以上)
- ・ 浮き屋根式：屋根が貯蔵物液面に浮いており、液面とともに上下するタンク
- ・ 浮き蓋付式：固定屋根式の屋外貯蔵タンクに揮発性が高い危険物（ガソリン等）を貯蔵する際、その揮発を抑えるために、タンク内に浮き蓋を設けているタンク

(次ページにつづく)



【その他】

市内に該当施設なし。

【施行日】

令和6年4月1日

《一部改正》

- 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第13号議案）

【趣旨】

国の省令（※）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

【内容】

①重要事項の掲示の見直し

施設に関する重要事項の書面掲示の義務に加えて、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。

※市内施設（白帝保育園、犬山さくら保育園）には、市より制度変更を周知。

②読替規定の整理及び字句の修正

③機構改革に伴うもの（機構改革の内容はP. 9参照）

委任に関する規定について、教育委員会が定める規則から市長が定める規則によるものへと変更を行う。

【施行日】

①及び③ 令和6年4月1日

② 公布の日

《一部改正》

- 犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について（第14号議案）

【趣旨】

し尿に係る一般廃棄物処理手数料の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

し尿に係る一般廃棄物処理手数料（18リットル当たり）の額を20円増額する。

現在 155円 → **改定後** 175円

【現状】

利用者が負担するし尿に係る一般廃棄物処理手数料の額は、平成12年10月1日に現在の金額となって以来、1度も改定していない。一方で、市が負担する処理量当たりのし尿処理費は徐々に増額している（し尿処理量の減少とともに、全体の金額は減少傾向）。

【目的】

受益者負担の観点から、し尿処理費について利用者に相応の負担を求める。

【参考】

- ・し尿処理人口（令和5年4月1日時点想定数）
1,500人（658戸）
- ・し尿処理手数料（令和4年度決算額）
14,492,500円

【施行日】

令和6年10月1日

《一部改正》

○ 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について（第15号議案）

【趣旨】

国民健康保険税の課税額等を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

○ 国民健康保険税の税率及び賦課限度額の改定

令和5年度の犬山市国民健康保険運営協議会での議論や答申を踏まえ、市として以下の方針により下表のとおり税率を改定する。

- ① 保険税負担の上昇を6%程度に抑える。
- ② そのために基金に加え一般財源（法定外繰入）を充当するが、いずれの充当についても5年後に解消を目指す。
- ③ 賦課限度額は現行の法定限度額まで引き上げる。
- ④ 応能応益割合については、中間所得者層への負担増を緩和する目的で、概ね「応能：応益＝1：1」に近づける。

（注） 保険税の課税のうち、能力（所得）に応じて納める部分を応能、受益に応じて等しく納める部分（均等、平等割）を応益と呼ぶ。

当市保険税の現状は、応能割合が53.6%となっているため、今回の改定では均等割（応益）を増税することにより、51%程度に引き下げることとする。

<税率改定表>

(改正前)

(所得割以外の単位：円)

区分	所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税（医療）分	7.25%	23,700	23,800	650,000
後期高齢者支援分	2.95%	9,360	8,640	200,000
介護納付金分	2.47%	9,400	7,000	170,000



(改正後)

(所得割以外の単位：円)

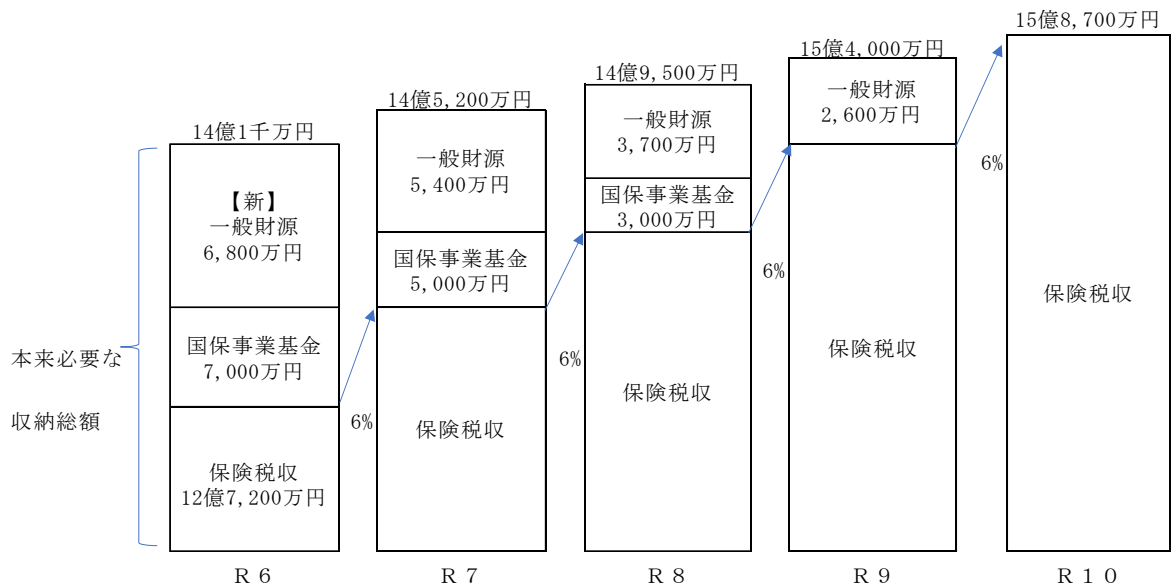
区分	所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税（医療）分	7.25%	29,280	23,800	650,000
後期高齢者支援分	2.95%	11,760	8,640	220,000
介護納付金分	2.47%	11,760	7,000	170,000

(次ページにつづく)

○ 令和6年度国民健康保険税（1人当たり）の負担額予測

条件	①課税総額	②収納総額 ①×収納率 (94%)	③今回 充当額	④加入者 推計値	⑤1人当たり 国保税 ①÷④	⑥Bからの 1人当たり 抑制効果額	⑦Aからの 増加率
単位	千円	千円	千円	人	円	円	%
A: 現行税率の場合	1,276,000	1,199,440	0	11,402	111,910		
B: 増税のみで充 当なしの場合	1,500,000	1,410,000	0	11,402	131,556	0	117.6%
C: 基金充 当のみ の抑制 の場合	1,430,000	1,340,000	70,000	11,402	125,417	6,139	112.1%
D: 基金＋一般財 源充 当によ る場合	1,353,000	1,272,000	138,000	11,402	118,663	12,893	106.0%

○ 基金に加え一般財源を充当して保険税負担を段階的に引き上げるイメージ



※収納総額は、課税総額に収納率を乗じた額。

(課税総額15億円×収納率94%＝14億1千万円)

※令和7年度以降の本来必要な収納総額は、医療費の伸びを考慮し、被保険者数の減少は考慮しない。

※令和5年度末基金残高 2億5千万円

○ 一般財源の充当（法定外繰入）についての他市の状況

県内38市中15市で実施（令和5年度）

※いずれの市も、最長でも令和10年度までに解消を予定。

【施行日】

令和6年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市介護保険条例の一部改正について（第16号議案）

【趣旨】

国の法律（※）に基づき令和6年度分から令和8年度分までの介護保険料率を定めるため、条例の一部を改正するもの。

※介護保険法（平成9年法律第123号）

【内容】 ※詳細は別紙のとおり

- ・近年の国の調整実績を考慮し、今後3年間に必要と見込まれる給付費の約24.4%を賄うものとして、介護保険料（65歳以上の高齢者負担分）を算定
- ・基準月額、現行と同額の4,783円（年額：57,300円）
※現行の基準月額は、県下38市（32団体）中、4番目に低い。
- ・第1段階と第3段階では、保険料額を引き下げ（国基準と同額）
- ・その他の段階では、保険料額を据え置き（第5段階は国基準と同額、その他の段階は国基準より低額）
- ・第9段階以上（合計所得が400万円以上）の段階の基準（境目）は、国基準どおりに変更

【その他】

犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会からの答申を受け、できる限り負担増とならないよう介護保険事業給付費基金を活用し、現行の水準からの据え置きを基本としながら、制度改正による国の基準との整合を図る。

※基金を活用しない場合の基準月額：5,241円（年額：62,800円）

介護保険事業給付費基金

3年間で3億5,250万円を取り崩す。

※取崩後の基金残高：4億130万9,073円

【施行日】

令和6年4月1日

令和6～8年度までの介護保険料について

別紙

第8期(令和3～5年度)介護保険料

基準月額 4,783円
年額 57,300円

大山市第8期 所得段階		保険料率 (第1～3段階は、 国制度による軽減 後の保険料率)	保険料 (年額)
第1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税など	0.300	17,200
	同じ世帯全員が住民税非課税		
	課税年金収入と合計所得の合計が80万円以下		
第2	本人が住民税非課税	0.400	22,900
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第3	本人が住民税非課税	0.700	40,100
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第4	本人が住民税非課税	0.850	48,700
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第5	本人が住民税非課税	1.000	57,300
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第6	本人が住民税非課税	1.150	66,000
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第7	本人が住民税非課税	1.250	71,700
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第8	本人が住民税非課税	1.400	80,300
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第9	本人が住民税非課税	1.550	88,900
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第10	本人が住民税非課税	1.700	97,500
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第11	本人が住民税非課税	1.800	103,300
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第12	本人が住民税非課税	1.900	109,000
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第13	本人が住民税非課税	2.000	114,700
	同じ世帯全員が住民税非課税		

《参考》国基準による介護保険料

国基準 所得段階		保険料率 (第1～3段階は、 国制度による軽減 後の保険料率)	保険料 (年額)
第1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税など	0.285	16,300
	同じ世帯全員が住民税非課税		
	課税年金収入と合計所得の合計が80万円以下		
第2	本人が住民税非課税	0.485	27,800
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第3	本人が住民税非課税	0.685	39,300
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第4	本人が住民税非課税	0.900	51,600
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第5	本人が住民税非課税	1.000	57,300
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第6	本人が住民税非課税	1.200	68,800
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第7	本人が住民税非課税	1.300	74,600
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第8	本人が住民税非課税	1.500	86,000
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第9	本人が住民税非課税	1.700	97,500
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第10	本人が住民税非課税	1.900	109,000
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第11	本人が住民税非課税	2.100	120,500
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第12	本人が住民税非課税	2.300	132,000
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第13	本人が住民税非課税	2.400	137,700
	同じ世帯全員が住民税非課税		

第9期(令和6～8年度)介護保険料

基準月額 4,783円
年額 57,300円

大山市第9期 所得段階		保険料率 (第1～3段階は、 国制度による軽減 後の保険料率)	保険料 (年額)
第1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税など	0.285	16,300
	同じ世帯全員が住民税非課税		
	課税年金収入と合計所得の合計が80万円以下		
第2	本人が住民税非課税	0.400	22,900
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第3	本人が住民税非課税	0.685	39,300
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第4	本人が住民税非課税	0.850	48,700
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第5	本人が住民税非課税	1.000	57,300
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第6	本人が住民税非課税	1.150	66,000
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第7	本人が住民税非課税	1.250	71,700
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第8	本人が住民税非課税	1.400	80,300
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第9	本人が住民税非課税	1.550	88,900
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第10	本人が住民税非課税	1.700	97,500
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第11	本人が住民税非課税	1.800	103,300
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第12	本人が住民税非課税	1.900	109,000
	同じ世帯全員が住民税非課税		
第13	本人が住民税非課税	2.000	114,700
	同じ世帯全員が住民税非課税		

○合計所得とは…収入金額から、公的年金等控除・給与所得控除など、必要経費を控除した額です。

介護保険事業給付費基金 7億5,380万円
取り崩し額 3億5,250万円
取り崩し後の基金残高 約4億130万円

《一部改正》

- 犬山市水道事業給水条例及び犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について（第17号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※水道法（昭和32年法律第177号）

【内容】

法改正により水道整備及び管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省へと移管されたことに対応するもの。

- ・給水装置に係るもの

改正前 厚生労働省令 → 改正後 国土交通省令

- ・水道技術管理者の資格に係るもの

改正前 厚生労働大臣 → 改正後 国土交通大臣及び環境大臣

【施行日】

令和6年4月1日

《一部改正》

- 犬山市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（第18号議案）

【趣旨】

消防団員の訓練に係る出動報酬の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

犬山市消防団操法大会に伴う分団による訓練のために出動した場合の出動報酬の額を定める。

出動報酬：1,000円（通常の訓練に伴う出動報酬は、2,000円）

【現状】

消防団員の報酬は年額報酬と出動報酬に分かれており、年額報酬は消防団員という身分を持つことに伴う、各分団内で行われる日常的な活動に対する報酬、出動報酬は火災や式典などの出動に応じた成果としての報酬と整理されている。

国が定める年額報酬の基準では、団員の階級にある者は36,500円としているが、犬山市では51,000円と国の基準よりも高く設定しており、犬山市消防団操法大会の訓練についてもその差額をもって年額報酬の範疇と整理していた。

しかし、訓練の実情は差額の範囲には収まらないもので、今回見直しすることとした。

犬山市消防団操法大会に伴う訓練を出動報酬の対象とすると、年額報酬を国が定める基準に合わせるべきであるが、消防団員の処遇の低下を防ぐため年額報酬は据え置き、この訓練の報酬を通常半額とする。

なお、愛知県が主催する操法大会については、犬山市を代表して出場する責任を加味して従来通りの2,000円とする。

【効果】

出動報酬の対象とすることで、市が訓練の時間及び内容を把握し、消防力の強化に資するとともに、消防団員の処遇改善につながる。

（次ページにつづく）

【その他】

- ・令和6年度の当該訓練に係る予算として190万円を見込んでいる。
- ・他に年額報酬の対象としている活動として、毎月の各分団定期訓練、車庫清掃等の分団詰所の管理活動、消防団幹部会議や分団での会議等がある。

【施行日】

令和6年4月1日

《工事請負契約の締結》

- 工事請負契約の締結について
 城東中学校南側多目的広場整備工事（第19号議案）

【趣旨】

城東中学校南側多目的広場整備工事に係る請負契約を締結するもの。

【内容】

犬山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

○工 事 名 城東中学校南側多目的広場整備工事

○請負契約金額 金191,950,000円

○受 注 者 勝・アサイ特定建設工事共同企業体

○契約の方法 事後審査型一般競争入札

○執行年月日 令和6年2月2日（落札者決定日）

○入札参加者 2者

○工 期 令和6年12月20日

○工 事 概 要 敷地面積 6,940.12㎡

主な施設概要

・グラウンド 土系舗装 面積 4,819.7㎡

・防球ネット 高さ 8m

・トイレ 大便器 2基、小便器 1基

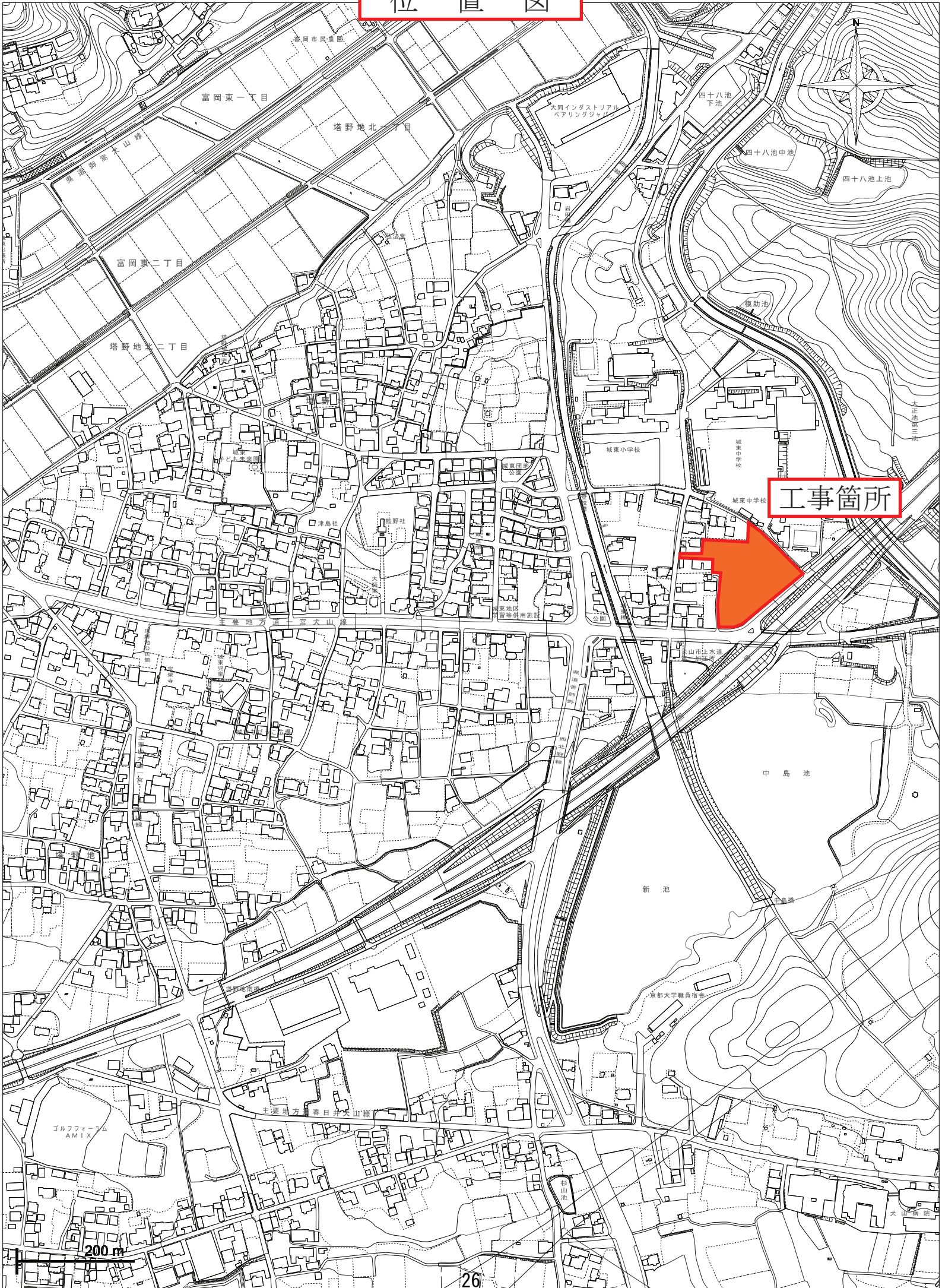
延床面積 16㎡

・四阿 延床面積 10.89㎡

・駐車場 駐車台数 6台

アスファルト舗装 面積 214.7㎡

位置図

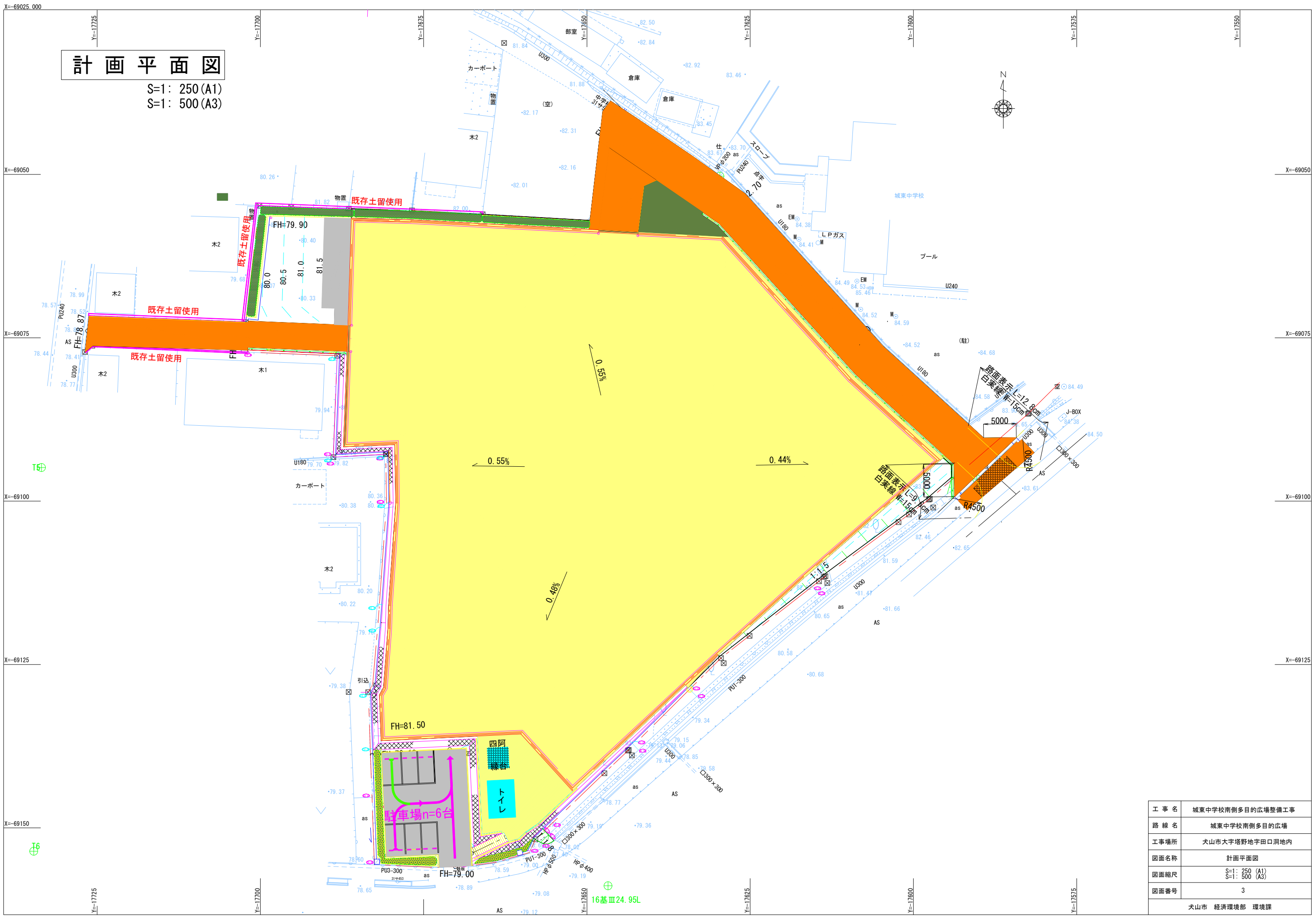


工事箇所

200 m

計画平面図

S=1: 250 (A1)
S=1: 500 (A3)



工事名	城東中学校南側多目的広場整備工事
路線名	城東中学校南側多目的広場
工事場所	犬山市大字塔野地字田口洞地内
図面名称	計画平面図
図面縮尺	S=1: 250 (A1) S=1: 500 (A3)
図面番号	3
犬山市 経済環境部 環境課	

一般競争入札執行調書

執行年月日	令和6年2月2日(金)	午前9時00分	入札書比較価格	183,933,000円
執行場所	犬山市役所 経営改善課		予定価格	202,326,300円
工事名	城東中学校南側多目的広場整備工事			
路線等の名称	城東中学校南側多目的広場			
工事場所	犬山市大字塔野地字田口洞地内			
商号又は名称	第1回入札	第2回入札	第3回入札	備考
勝・アサイ特定建設工事共同企業体	174,500,000円	/	/	落札
中日・いしだ特定建設工事共同企業体	181,000,000円			
以下余白				

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。

《教育委員会委員》

○ 犬山市教育委員会委員の任命について（第20号議案）

【趣旨】

犬山市教育委員会委員の「奥村 康祐（おくむら こうすけ）」氏の任期満了に伴い、後任者を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【内容】

令和6年4月15日任期満了に伴う後任者
氏 名 吉野 孝博（よしの たかひろ）
生年月日 ■
任 期 任命の日から4年間

《犬山市監査委員》

○ 犬山市監査委員の選任について（第21号議案）

【趣旨】

識見を有する者のうちから選任する監査委員「高木 正章（たかぎ まさあき）」氏の任期満了（令和6年5月12日）に伴い、後任者を選任するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【後任者】（再任）

住 所 ■
 氏 名 高木 正章（たかぎ まさあき）
 生年月日 ■
 任 期 選任の日から4年間

《犬山市固定資産評価審査委員会委員》

- 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 (第22号議案から第25号議案まで)

【趣旨】

犬山市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、後任者を選任するにあたり、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【内容】

議案番号	前任者	後任者	任期満了
第22号議案	中村 智章 (なかむらともあき)	住 所 ■ 中村 智章(なかむらともあき) 生年月日 ■	令和6年 3月31日 (再任)
第23号議案	吉野 弘 (よしのひろし)	住 所 ■ 奥村 康弘(おくむらやすひろ) 生年月日 ■	令和6年 3月31日 (新任)
第24号議案	石井 和宏 (いしいかずひろ)	住 所 ■ 石井 和宏(いしいかずひろ) 生年月日 ■	令和6年 5月17日 (再任)
第25号議案	原 好恵 (はらよしえ)	住 所 ■ 藤田 好美(ふじたよしみ) 生年月日 ■	令和6年 5月17日 (新任)

委員の任期については、選任の日から3年間。

4 令和6年度 当初予算の概要

『住み続けたい犬山実現予算』

令和6年度全会計当初予算 総額 481億7,521万7千円

前年度比 2億6,915万9千円・0.6%の減少

令和6年度一般会計当初予算 総額 278億780万円

※令和5年度一般会計当初予算 総額 281億7,568万6千円

前年度比 3億6,788万6千円・1.3%の減少

1 総括（一般会計）

令和6年度の一般会計予算は、社会保障費の増加のほか、自治体情報システムの標準化や小中学校の特別教室への空調設備整備などを見込む一方で、犬山南小学校南舎長寿命化改良工事を令和5年度補正予算計上の繰越事業としたことで、過去最高額であった令和5年度当初予算を下回り、1.3%の減となる。

市税が堅調に推移する一方で、ふるさと犬山応援寄附金の大幅な減収が見込まれており、財源が限られる中においても長期的に安定した財政運営を持続させるため、今後の財政需要や突発的な自然災害などへの備えとしての財政調整基金残高の確保と、将来負担を見通した市債残高の抑制を行ったうえで、子育て支援の更なる拡充、教育環境の向上、都市基盤整備の推進のための予算を計上するとともに、行政課題である公共施設の老朽化対策に重点的に予算配分を行った。

2 歳入（一般会計）

歳入予算のうち、市税については総額で120億8,591万1千円を計上した。この額は、予算規模全体の約4割（42.3%）を占め、対前年度比で2.3%、2億7,177万円の増額となった。

増加の主な内訳として、個人市民税にあつては、東日本大震災復興基本法に基づいた復興特別税（市民税・県民税それぞれ1人年額500円）が終了するため、均等割は減額となるが、賃上げによる給与収入の増加、法人市民税については、先が読めないところではあるが、景

気は緩やかな回復が見込まれ、個人市民税及び法人市民税は増収とした。固定資産税及び都市計画税は、市内事業所において新工場建築に伴う家屋及び償却資産の増加等による若干の増加を見込んだ。市たばこ税については、健康志向による喫煙離れの影響により減額とした。

- ・個人市民税 43億4,430万9千円
(前年度比 +1億2,654万9千円、3.0%の増加)
- ・法人市民税 9億8,826万2千円
(前年度比 +8,589万7千円、9.5%の増加)
- ・固定資産税 54億1,214万円
(前年度比 +6,236万3千円、1.2%の増加)
- ・軽自動車税 2億677万6千円
(前年度比 +629万円、3.1%の増加)
- ・市たばこ税 3億5,737万3千円
(前年度比 △1,372万7千円、3.7%の減少)
- ・都市計画税 7億6,959万7千円
(前年度比 +272万2千円、0.4%の増加)

その他

- ・地方消費税交付金 17億90万1千円
(前年度比 △1億6,941万4千円・9.1%の減少)
- ・地方交付税 21億5,048万3千円
(前年度比 +3億6,746万8千円・9.1%の増加)
- ・国庫支出金 31億9,804万9千円
(前年度比 +2億2,364万2千円・7.5%の増加)
- ・県支出金 18億7,538万8千円
(前年度比 +1億7,307万3千円・10.2%の増加)
- ・寄附金 6億7,889万5千円
(前年度比 △4億2,800万1千円・38.7%の減少)
- ・繰入金 21億1,015万6千円
(前年度比 △3億8,570万円・15.5%の減少)
- ・市債 8億4,978万6千円

(前年度比 △4億4,446万6千円・34.3%の減少)

3 歳出(一般会計)

目的別に歳出の主なものをみると、

(1) 民生費 107億4,980万3千円

(前年度比 +5億1,489万8千円・5.0%の増加)

児童手当の制度改正に伴う増額のほか、障害者自立支援に係る扶助費の増額や国民健康保険特別会計への法定外繰出金の計上などにより増加となっている。

(2) 総務費 38億5,325万6千円

(前年度比 △3億5,790万3千円・8.5%の減少)

自治体情報システムの標準化に伴う経費が増額となる一方で、ふるさと犬山応援寄附金の減額に伴う返礼品や積立金の減額が見込まれる。

(3) 教育費 34億7,715万1千円

(前年度比 △7億8,579万2千円・18.4%の減少)

小中学校の特別教室への空調設備整備費を計上する一方で、令和6年度実施予定の犬山南小学校南舎長寿命化改良工事に係る予算を令和5年度の補正予算へ前年計上したことにより減額となる。

(4) 衛生費 28億3,702万4千円

(前年度比 △1,851万8千円・0.6%の減少)

公共施設照明LED化工事や飛灰等の廃棄物処理経費が増額となる一方で、城東中学校南側多目的広場の整備に係る経費の減額や都市美化センター営繕工事が減額となる。

参 考 財政調整基金

令和5年度末基金残高見込額	27億6,611万6千円
令和6年度予算取り崩し額	12億4,865万1千円
令和6年度予算積立額(利子分)	85万7千円
令和6年度予算反映後基金残高	15億1,832万2千円

令和6年度 当初予算会計別総括表

(単位：千円・%)

会 計 名		令 和 6 年 度 当 初 予 算 額 A	令 和 5 年 度 当 初 予 算 額 B	比 較 増 減	
				対 当 初 予 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
一 般 会 計		27,807,800	28,175,686	△ 367,886	△ 1.3
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 計 特 別 会	6,794,307	6,867,382	△ 73,075	△ 1.1
	犬 山 城 費 計 特 別 会	300,190	244,848	55,342	22.6
	木 曾 川 う かい 事 業 費 計 特 別 会	63,854	61,207	2,647	4.3
	介 護 保 険 計 特 別 会	5,540,767	5,832,872	△ 292,105	△ 5.0
	後 期 高 齢 者 医 療 計 特 別 会	1,856,510	1,505,185	351,325	23.3
	小 計		14,555,628	14,511,494	44,134
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	2,086,059	2,009,055	77,004	3.8
	下 水 道 事 業 会 計	3,725,730	3,748,141	△ 22,411	△ 0.6
	小 計		5,811,789	5,757,196	54,593
合 計		48,175,217	48,444,376	△ 269,159	△ 0.6

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

令和6年度 一般会計当初予算歳入款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		比 較 増 減	
	当 初 予 算 額 A	構 成 比	当 初 予 算 額 B	構 成 比	対当初予算額 C = A - B	伸 び 率 C / B
*1 市 税	12,085,911	43.5	11,814,141	41.9	271,770	2.3
2 地 方 譲 与 税	252,297	0.9	231,804	0.8	20,493	8.8
3 利 子 割 交 付 金	4,723	0.0	3,594	0.0	1,129	31.4
4 配 当 割 交 付 金	82,585	0.3	82,138	0.3	447	0.5
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	65,505	0.2	70,349	0.2	△ 4,844	△ 6.9
6 法 人 事 業 税 金	248,438	0.9	223,046	0.8	25,392	11.4
7 地 方 消 費 税 金	1,700,901	6.1	1,870,315	6.6	△ 169,414	△ 9.1
8 ゴルフ場利用税金 交 付 金	18,121	0.1	19,986	0.1	△ 1,865	△ 9.3
9 環 境 性 能 割 金	89,037	0.3	66,074	0.2	22,963	34.8
10 地 方 特 例 交 付 金	82,881	0.3	82,880	0.3	1	0.0
11 地 方 交 付 税	2,150,483	7.7	1,783,015	6.3	367,468	20.6
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,540	0.0	8,423	0.0	△ 883	△ 10.5
*13 分 担 金 及 び 金 負 担	98,719	0.4	99,967	0.4	△ 1,248	△ 1.2
*14 使 用 料 及 び 料 手 数	559,365	2.0	536,332	1.9	23,033	4.3
15 国 庫 支 出 金	3,198,049	11.5	2,974,407	10.6	223,642	7.5
16 県 支 出 金	1,875,388	6.7	1,702,315	6.0	173,073	10.2
*17 財 産 収 入	102,419	0.4	186,600	0.7	△ 84,181	△ 45.1
*18 寄 附 金	678,895	2.4	1,106,896	3.9	△ 428,001	△ 38.7
*19 繰 入 金	2,110,156	7.6	2,495,856	8.9	△ 385,700	△ 15.5
*20 繰 越 金	750,000	2.7	700,000	2.5	50,000	7.1
*21 諸 収 入	796,601	2.9	823,296	2.9	△ 26,695	△ 3.2
22 市 債	849,786	3.1	1,294,252	4.6	△ 444,466	△ 34.3
合 計	27,807,800	100.0	28,175,686	100.0	△ 367,886	△ 1.3
* 自 主 財 源	17,182,066	61.8	17,763,088	63.0	△ 581,022	△ 3.3
依 存 財 源	10,625,734	38.2	10,412,598	37.0	213,136	2.0

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

令和6年度 一般会計当初予算歳出款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		比 較 増 減	
	当 初 予 算 額 A	構 成 比	当 初 予 算 額 B	構 成 比	対 当 初 予 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
1 議 会 費	237,241	0.9	237,540	0.8	△ 299	△ 0.1
2 総 務 費	3,853,256	13.9	4,211,159	14.9	△ 357,903	△ 8.5
3 民 生 費	10,749,803	38.7	10,234,905	36.3	514,898	5.0
4 衛 生 費	2,837,024	10.2	2,855,542	10.1	△ 18,518	△ 0.6
5 農 林 業 費	331,400	1.2	283,159	1.0	48,241	17.0
6 商 工 費	613,811	2.2	606,737	2.2	7,074	1.2
7 土 木 費	2,497,003	9.0	2,204,246	7.8	292,757	13.3
8 消 防 費	1,116,673	4.0	1,221,975	4.3	△ 105,302	△ 8.6
9 教 育 費	3,477,151	12.5	4,262,943	15.1	△ 785,792	△ 18.4
10 災 害 復 旧 費	60,000	0.2	48,000	0.2	12,000	25.0
11 公 債 費	1,974,437	7.1	1,949,479	6.9	24,958	1.3
12 諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
13 予 備 費	60,000	0.2	60,000	0.2	0	0.0
合 計	27,807,800	100.0	28,175,686	100.0	△ 367,886	△ 1.3

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

令和6年度 一般会計当初予算歳出性質別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		比 較 増 減	
	当 初 予 算 額 A	構 成 比	当 初 予 算 額 B	構 成 比	対 当 初 予 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
1 人 件 費	5,764,627	20.7	5,454,605	19.4	310,022	5.7
2 物 件 費	6,073,555	21.8	5,473,889	19.4	599,666	11.0
3 補 助 費 等	2,082,805	7.5	2,245,190	8.0	△ 162,385	△ 7.2
4 扶 助 費	5,709,853	20.5	5,441,866	19.3	267,987	4.9
5 維 持 補 修 費	131,622	0.5	91,129	0.3	40,493	44.4
6 普 通 建 設 費 事 業	1,740,839	6.3	2,858,631	10.1	△ 1,117,792	△ 39.1
7 繰 出 金	2,860,105	10.3	2,564,990	9.1	295,115	11.5
8 投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	440,937	1.6	508,760	1.8	△ 67,823	△ 13.3
9 積 立 金	909,020	3.3	1,479,147	5.2	△ 570,127	△ 38.5
10 公 債 費	1,974,437	7.1	1,949,479	6.9	24,958	1.3
11 災 害 復 旧 費 事 業	60,000	0.2	48,000	0.2	12,000	25.0
12 予 備 費	60,000	0.2	60,000	0.2	0	0.0
合 計	27,807,800	100.0	28,175,686	100.0	△ 367,886	△ 1.3

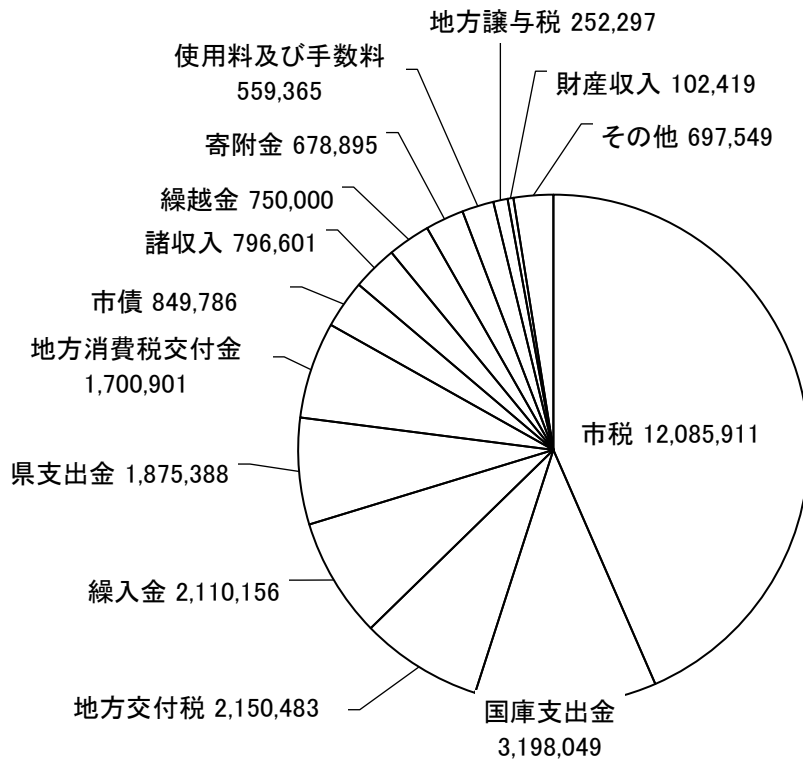
※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

令和6年度 一般会計当初予算歳入歳出状況

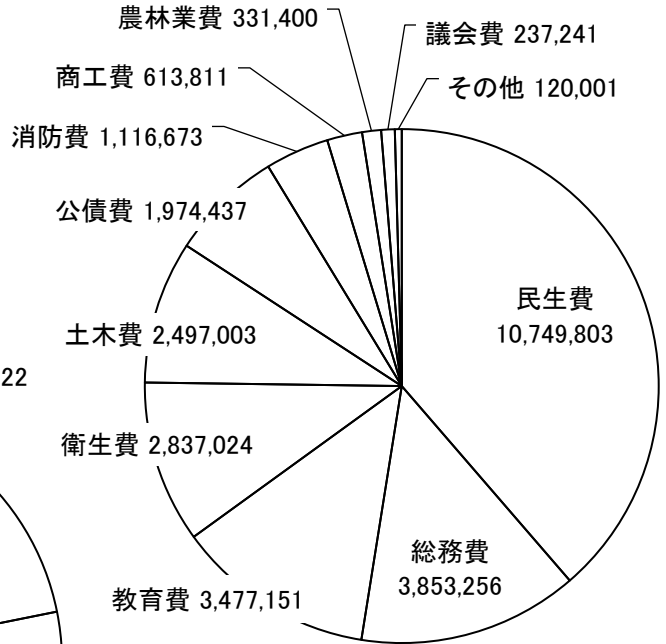
予 算 規 模
27,807,800 千円

歳 入 (款別)

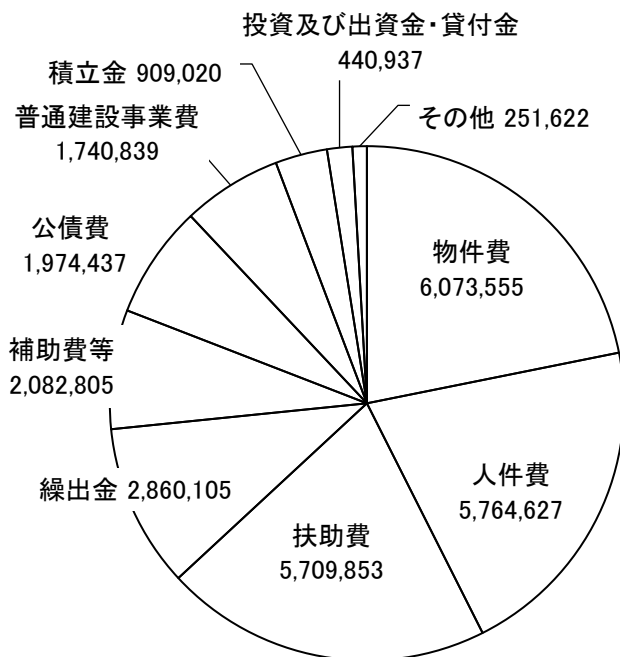
単位：千円



歳 出 (款別)



歳 出 (性質別)



令和6年度当初予算 主な新規主要事業

住み続けたい犬山実現予算

子育てで未来への投資	42 ページから
給食費無料化の拡充を行います	1億4,996万円
病児保育事業がはじまります	803万円
通所(デイサービス)型産後ケア事業を実施します	115万円
3歳未満児保育環境整備を進めます	148万円
(仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園が令和7年4月に開園します	5,457万円
教育で成長支援	47 ページから
特別教室に空調設備を設置します	1億6,999万円
犬山南小学校南舎の改修を進めます	655万円
城東小学校・城東中学校の整備を進めます	633万円
支えあう繋がりで元気な犬山づくり	50 ページから
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が始まります	27万円
国籍や文化が違ってても、暮らしやすい町づくりを目指します	30万円
交通弱者のための総合的な公共交通に取り組みます	2,048万円
「犬山市手話言語及び障害者コミュニケーション手段の利用促進に関する条例」制定に伴い推進事業を実施します	219万円
重層的支援体制整備事業を推進します	3億846万円
児童発達支援センターの機能を強化し支援の質を高めます	660万円
犬山産農林水産物のブランディングを推進します	150万円

暮らしやすい犬山づくり	57 ページから
市制 70 周年記念事業を行います	627万円
ふるさと定住サポート事業	1,480万円
市内での新規創業を支援します	793万円
移住・定住促進事業 (シティプロモーション、いぬやま応援団事業)	695万円
木曽川河畔の整備に向けた取組みを進めます	2,182万円
都市計画道路蝉屋長塚線の予備設計に着手します	1億2,945万円
市道楽田桃花台線を拡幅整備します	4,960万円
命と暮らしを守る安心安全	64 ページから
災害時の緊急放送設備(防災ラジオ)を整備します	1,266万円
防災ハンドブック・ハザードマップを更新します	1,335万円
自転車乗車用ヘルメットの購入費を最大 2,000 円補助します	160万円
消防団アプリの導入を行います	71万円

給食費無料化の拡充を行います

事業費

1億4,996万円

担当課

学校教育課

給食費無料対象者を拡充し、新たに小学1年生の給食費を無料とします。



【歳入減分】

小学1年生	3,052万円
小学6年生	3,710万円
中学3年生	4,786万円
第3子以降	3,237万円

【歳出】

補助金	211万円
-----	-------

予算科目

歳入 21-5-2
歳出 9-1-2

目名

雑入
事務局費

特定財源

なし

事業の目的

令和4年4月から第3子以降の児童生徒、令和5年9月から小学6年生、中学3年生の児童生徒の給食費無料化を実施していますが、令和6年4月から小学1年生を新たに対象に加え、子育て支援策を拡充します。

事業の内容

【無料となる対象者】

- ・市内在住の小学1年生、小学6年生、中学3年生、第3子以降の児童生徒
 - ・市外の給食がある小中学校に通う児童生徒も対象となります。
- 市内小中学校も含め食物アレルギー等により給食が食べられず弁当等を持参する児童生徒には、給食費相当額を補助金として支給します。

【無料化の拡充】

令和4年4月～ 第3子以降
令和5年9月～ 小学6年生、中学3年生
令和6年4月～ 小学1年生

- ・物価高騰のため給食費を改定 小学校：290円→320円 中学校：340円→380円

事業の効果

給食費無料対象者の拡充をすることで、子育て世帯の経済的負担を軽減できます。

病児保育事業がはじまります

事業費

803万円

担当課

子ども未来課

令和6年4月より、社会医療法人志聖会 総合犬山中央病院にて、病児保育事業がはじまります

病児保育施設「みどりの園^{その}」



予算科目

3-2-2

目名

保育所費

特定財源

国庫補助金 266万円 県補助金 266万円
ふるさと犬山応援基金繰入金 267万円 病児保育利用料 4万円

事業の目的

児童が発熱等の病気で、集団保育が困難となり、保護者が家庭において看護できない場合の受け皿として、病院等の専用スペースで児童を一時的に保育するための事業です。

事業の内容

病児保育事業委託料 803万円

- ・利用定員：1日あたり2名
- ・対象児童：市内在住 満1歳から小学3年生までの児童
- ・病気で集団保育が困難であること
- ・医師から病児保育の利用について承認を得ていることなど、要件に該当する児童をお預かりする事業です。

事業の効果

市内での病児保育事業の実施は、以前から、子どもを持つ保護者からのニーズが高い事業でした。

病院敷地内での事業実施により、病気中の子どもを一時的にお預かりし保育することで、保護者は安心して働くことができます。

通所（デイサービス）型産後ケア事業を実施します

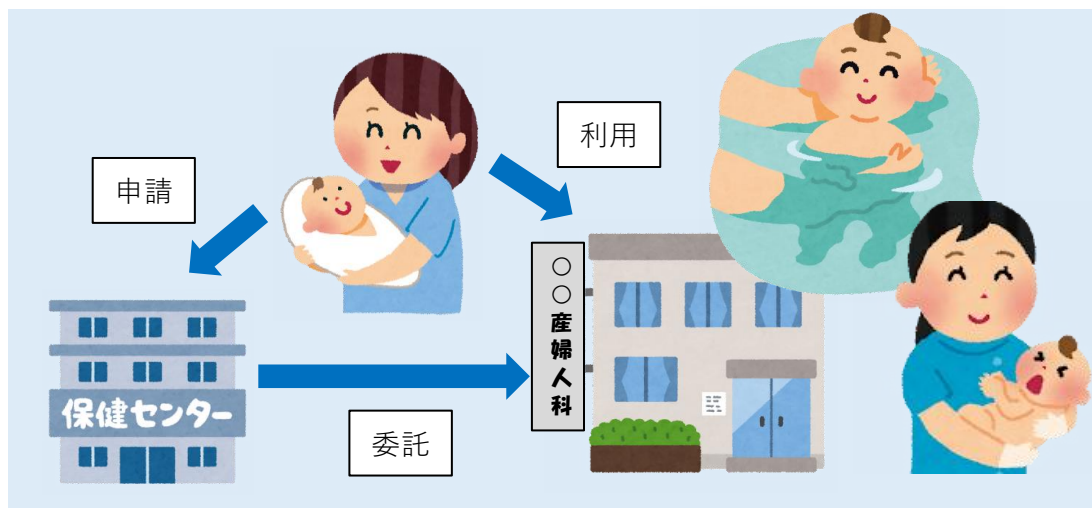
事業費

115万円

担当課

健康推進課

産後の母子が心身のケアのために利用する産後ケア事業について、新たに通所（デイサービス）型を開始します。



予算科目

4-1-3

目名

母子健康づくり推進費

特定財源

国庫補助金 58万円
ふるさと犬山応援基金繰入金 57万円

事業の目的

産後ケアは、母子保健法第17条の2に基づく事業で、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

事業の内容

産後ケア事業の通所（デイサービス）型は、母子が産婦人科等の医療機関に来所して、母親の身体的な回復と心理的な安定のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、具体的な育児指導などを受けることができます。

犬山市では、令和2年度からは医療機関に宿泊して産後ケアが受けられる宿泊（ショートステイ）型、令和5年度からは助産師が家庭訪問して産後ケアが受けられる訪問（アウトリーチ）型を実施しており、今回通所（デイサービス）型を追加して事業拡充を図ります。

事業の効果

母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促します。

3歳未満児保育環境整備を進めます

事業費

148万円

担当課

子ども未来課

3歳未満児の保育ニーズに対応するため、保育室などの保育環境整備を進めます



予算科目

3-2-2

目名

保育所費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 148万円

事業の目的

少子化傾向にある一方で、3歳未満児保育のニーズは高まっています。子ども未来園舎の多くは、建築当初3歳以上児を対象として建設された園舎が多いことから、年齢に対応した保育環境整備が必要なため、順次整備していきます。

事業の内容

- 令和5年度：楽田西子ども未来園
 - 令和6年度：城東第2子ども未来園、羽黒南子ども未来園（設計業務委託料）
 - 令和7年度：城東第2子ども未来園、羽黒南子ども未来園（改修工事）
- ※残りの未来園についても、順次整備していきます。

事業の効果

在園の3歳未満児が、園において、安心・安全に過ごすことができる環境が整います。

(仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園が令和7年4月に開園します

事業費

5,457万円

担当課

子ども未来課

犬山の子ども達がワクワクドキドキする「ヒミツ基地」のような子ども未来園が令和7年4月に開園します。



予算科目

3-2-2

目名

保育所費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 5,097万円
公共施設等管理基金繰入金 360万円

事業の目的

市内公立保育園の多くが建築経過年数50年近くとなり施設の老朽化が進行しています。また、3歳未満児の保育ニーズの高まりもあることなどの課題から令和元年11月に「子ども未来園 施設整備10ヶ年計画」を策定しました。

この計画に基づき、新たな場所で令和7年4月開園を目指し保育園整備を進めていきます。

事業の内容

- | | |
|--------------|---------------|
| ○令和5年度 | 用地購入、造成工事等 |
| ○令和5年度～令和6年度 | 建設工事 |
| ○令和6年度 | 備品等購入、旧園舎解体設計 |
| ○令和7年4月 | 開園 |
| ○令和7年度 | 旧園舎解体工事 |

事業の効果

子ども未来園の課題である、施設の老朽化等施設整備面や、保育ニーズに対応した保育環境の整備が進みます。

特別教室に空調設備を設置します

事業費

1億6,999万円

担当課

学校教育課

令和5年度に実施した設計業務をもとに、小中学校の特別教室に空調設備を設置します。



予算科目

9-2-1
9-3-1

目名

学校管理費（小学校費）
学校管理費（中学校費）

特定財源

国庫補助金 3,287万円
市債 1億1,240万円

事業の目的

近年の夏の暑さ・熱中症対策は大きな課題となっており、令和元年度に、小中学校の普通教室に空調設備を設置しました。

特別教室の多くは空調設備が未設置であるため、各校の特別教室に空調設備を設置し、児童・生徒の学習環境の改善を図ります。

事業の内容

小中学校12校の特別教室（31カ所）に空調設備を設置します。設置場所は、理科室、音楽室、家庭科室を基本としつつ、各学校の個別の状況を考慮しながら対応します。

事業の効果

特別教室に空調設備を設置することで、気候に影響されることなく学習に集中できる環境を確保します。

犬山南小学校南舎の改修を進めます

事業費

655万円

担当課

学校教育課

犬山南小学校南舎を長期に安心して使用できるよう、長寿命化改良工事を実施します。



予算科目 9-2-3

目名 学校整備費（小学校費）

特定財源 なし

事業の目的

犬山市の「学びの学校建築」を基本に、学習を支援する学校・子どもたちの生活を守る学校・地域の伝統や遺産を継承する学校を軸として、学校や地域との協議を大切にしながら整備を進めています。

整備内容は、北舎（昭和33年建築）と給食室（昭和48年建築）を立て替え、南舎（昭和47年建築）は長寿命化改良し、学校全体の機能を改善し、よりよい環境整備を図ります。

事業の内容

令和5年度～令和7年度

- ・南舎長寿命化改良工事（西側一部解体、内部改修、エレベーター棟整備）
- ・令和7年度までの継続費を計上（工事費、工事監理費）

令和6年度

- ・北側道路境界測量：195万円、仮設校舎借上：438万円

事業の効果

南舎の外壁補修や、屋根防水、電気・ガスなどのライフラインを改修するとともに、教室を木質化し居心地の良い学習環境を整備します。併せて、障害のある人や小さいお子様連れの保護者が利用できるようエレベーターやみんなのトイレ（多目的トイレ）、授乳室を設置します。

城東小学校・城東中学校の整備を進めます

事業費

633万円

担当課

学校教育課

城東小学校、城東中学校の整備に向けた基本構想案の策定、測量調査を進めます。



予算科目

9-2-3

目名

学校整備費（小学校費）

特定財源

なし

事業の目的

犬山市小中学校施設の長寿命化計画に基づき、城東小学校・城東中学校の整備を行い、教育環境の充実を図ります。

耐力度調査やアンケート結果を基に、全体的な整備方針を検討します。

事業の内容

令和6年度予算 委員謝礼：21万円、測量調査委託：612万円

【全体計画】

令和4年度

耐力度調査実施、課題整理

令和5年度

整備方針検討

令和6年度～7年度

検討委員会発足、基本構想策定、基本設計業務の実施

令和8年度

実施設計業務の実施

令和9年度～

整備工事

事業の効果

犬山市の「学びの学校建築」を基本にして、子どもの安全・安心、環境配慮、ICT等の現代的な教育課題、将来的な課題（児童生徒数の減少による空き教室の利用等）、城東地区の特性を考慮した学校を目指すことにより、城東地区の子どもたち、住民にとって利用しやすい学校施設を整備します。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が始まります

事業費

27万円

担当課

地域協働課

誰もが安心して生き生きとした生活が送れる社会の実現に向けて、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始します。



予算科目

2-1-8

目名

地域活動推進費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 27万円

事業の目的

法的拘束力はありませんが、これまで法的な婚姻関係でなければ受けられなかったサービス等を性的マイノリティの方々も受けることができるようになり、周囲の方の理解が得られないことによる性的マイノリティの方々の悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添います。

事業の内容

日常生活において協力し合うことを約束した性的マイノリティのお二人が、パートナー関係にあることを宣誓し、市が宣誓したことの証明として、証明書等を交付するもので、併せて、生計を共にする未成年の子どもがいる場合は、その子どもと家族関係にあることを宣誓することもできます。

また、性的マイノリティについての理解を深めてもらうための周知や啓発も行っていきます。

事業の効果

これまで精神的負担を抱えていた性的マイノリティのお二人が、安心して生き生きとした生活が送れる犬山市に繋げることができます。

また、啓発事業を実施していき、利用可能となるサービスの拡充を図っていきます。

国籍や文化が違って、暮らしやすい町づくりを目指します

事業費

30万円

担当課

地域協働課

外国人市民と日本人市民の距離を縮めるため、「多文化交流マルシェ」を開催します。



予算科目

6-2-2

目名

友好交流費

特定財源

なし

事業の目的

外国人市民及び日本人市民の双方が国籍の垣根なく互いを理解し合い、楽しく安心して生活を送ることができるよう、気軽に交流する場を作ります。

事業の内容

市内にある多国籍食材店や高等学校・大学、関係団体と共に、外国人市民及び日本人市民が気兼ねすることなく、お互いが楽しく交流することを可能な場とする「多文化交流マルシェ」を開催します。

事業の効果

外国人市民と日本人市民に気兼ねなく交流ができる場の提供をし、各々が抱える問題や課題の抽出を行い、施策に反映させることで、外国人市民と日本人市民の距離感を縮めることが可能となります。

交通弱者のための総合的な公共交通に取り組みます

事業費 高齢者 1,438万円
障害者 610万円

担当課

防災交通課
高齢者支援課
福祉課

わん丸君バスの現状を維持し、段階的にタクシー助成制度の拡充とタクシーチケットの導入を進めます。



予算科目

(高齢) 3-1-3
(福祉) 3-1-2

目名

(高齢) 老人福祉費
(福祉) 障害者福祉費

特定財源

なし

事業の目的

交通空白地に居住する人、高齢者、障害者、自動車を運転しない人等に対して、買い物、通院などの日常生活や社会生活における公共交通による移動手段を確保することで、生活を支えます。

事業の内容

これまでのタクシー助成（高齢者・障害者）に加え、段階的に助成対象と助成範囲を拡充します。

【R6 対象拡充】75歳～84歳のうち住民税非課税世帯で運転免許証を持たない方
基本料金助成×28枚

【R7 範囲拡充】基本料金助成に加え、基本料金以外にも使用できるチケットを交付
(予定) 85歳以上で住民税非課税世帯の方

年間12,000円(500円×24枚)
障害者(身体1級、療育A判定、精神1級)で住民税非課税世帯の方
年間12,000円(500円×24枚) ※自動車税減免有の方は半額

事業の効果

助成の拡充により、交通弱者の移動の支援を行うとともに、交通弱者の足とし不可欠なタクシーの需要を喚起・増大させることで、公共交通の充実と安定を図ります。

「犬山市手話言語及び障害者コミュニケーション手段の利用促進に関する条例」制定に伴い推進事業を実施します

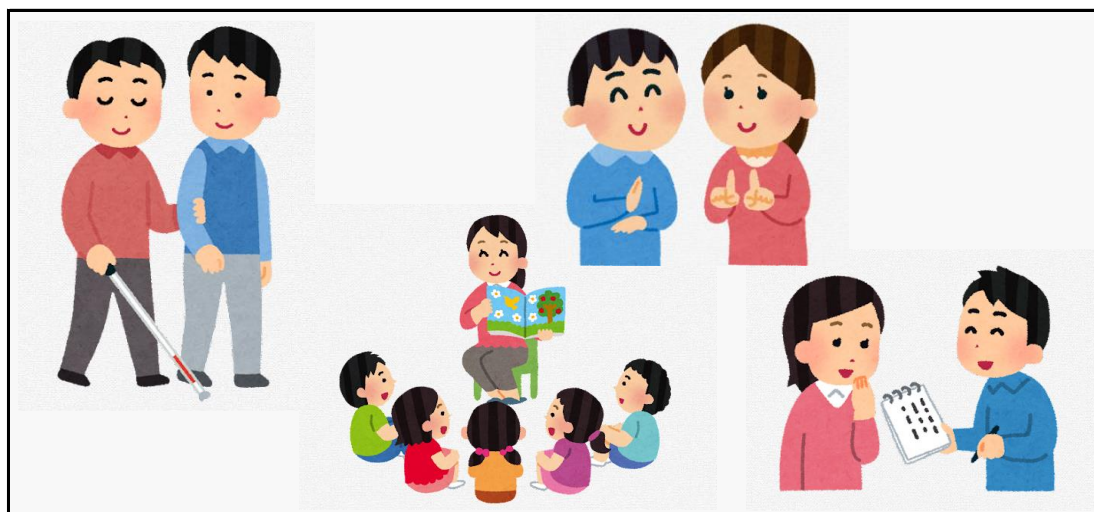
事業費

219万円

担当課

福祉課

手話が言語であるとの理解を促すとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用を促進します。



予算科目

3-1-2

目名

障害者福祉費

特定財源

国庫補助金 67万円
県補助金 33万円

事業の目的

「障害者の権利に関する条約」において「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」は全て言語であると定義されたことにより、国内では障害者基本法が改正され手話は言語であることが位置づけられました。当市においても、手話の理解を促し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を障害者が自ら選択し、利用することができる地域社会の実現を推進します。

事業の内容

普及、啓発のための市民向け講演会の開催や、学校等での読み聞かせイベントの開催、商業施設での合理的配慮推進のためコミュニケーション（筆談）ボード設置や、声掛けサポート講座の試行など、コミュニケーション手段の普及や支援者養成等に関する施策を推進します。

- ・講演会（講師料、会場借上料など） 43万円
- ・啓発用品（筆談ボード、クリアファイルなど） 59万円
- ・声掛けサポート講座 50万円
- ・意思疎通支援（通訳派遣ほか） 67万円

事業の効果

全ての市民が互いにその人らしさを認め合いながら、やさしく元気な地域共生社会をめざすことができます。

～障害者とコミュニケーションで共生できる社会の実現～

”個性も価値観も好みも十人十色。そんな「みんなが真ん中」にいられたらいい”

重層的支援体制整備事業を推進します

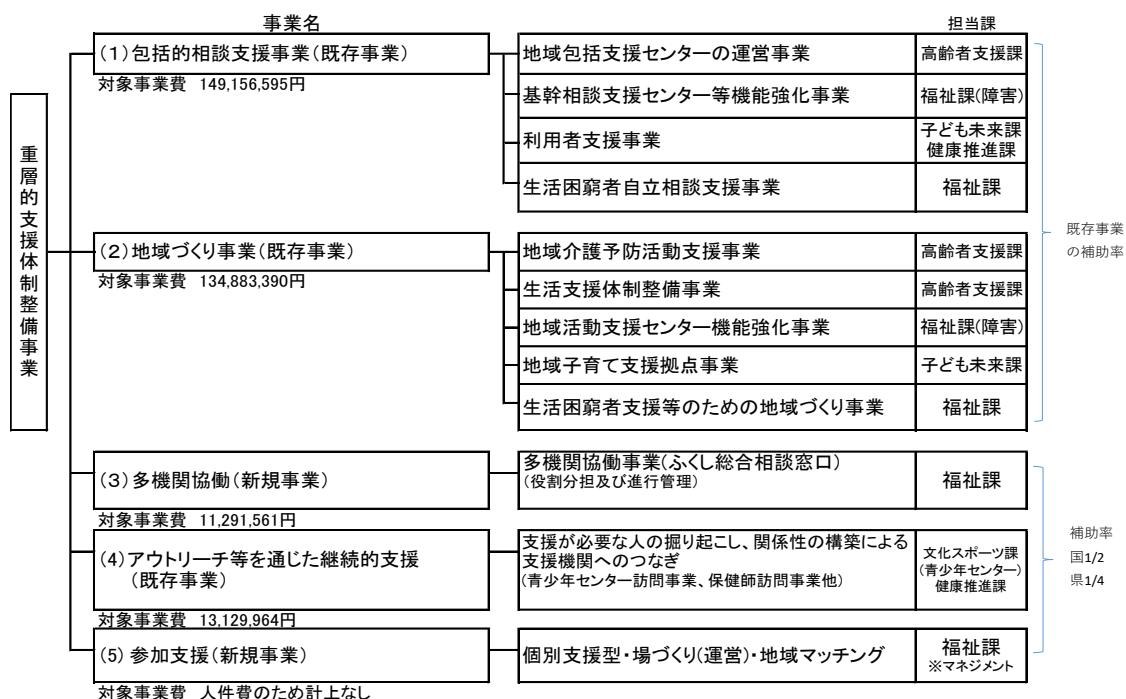
事業費

3億846万円

担当課

福祉課、高齢者支援課、健康推進課、子ども未来課、文化スポーツ課

「地域共生社会」の実現を目指し、「縦割り」や「支え手」「受け手」といった関係を超えてつながる地域づくりを推進するため、重層的支援体制整備事業(5事業)を一体的に実施します。



予算科目 3-1-1 他

目名 社会福祉総務費他

特定財源 国庫補助金 1億3,717万円
県補助金 8,045万円

事業の目的

複雑化・複合化した地域の課題に対応するため、世代や属性を問わずに受け止める支援体制を整え、重層的支援体制整備事業計画に基づく事業を実施します。

事業の内容

①包括的相談支援事業②地域づくり事業③多機関協働事業④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業⑤参加支援事業を展開することで今年度より重層的支援体制整備事業を既存事業も含めて一体的に実施します。

事業の効果

統合補助金を活用し事業を実施することで、地域住民や地域の多様な主体がつながり、地域の困りごとを「皆で解決していく」という意識の醸成を図り、「個人・家族」「地域福祉」「社会保障」による重層的な支援体制を整え、困りごとが深刻になったり孤立したりする前に対応できる地域づくりが推進できます。



児童発達支援センターの機能を強化し支援の質を高めます

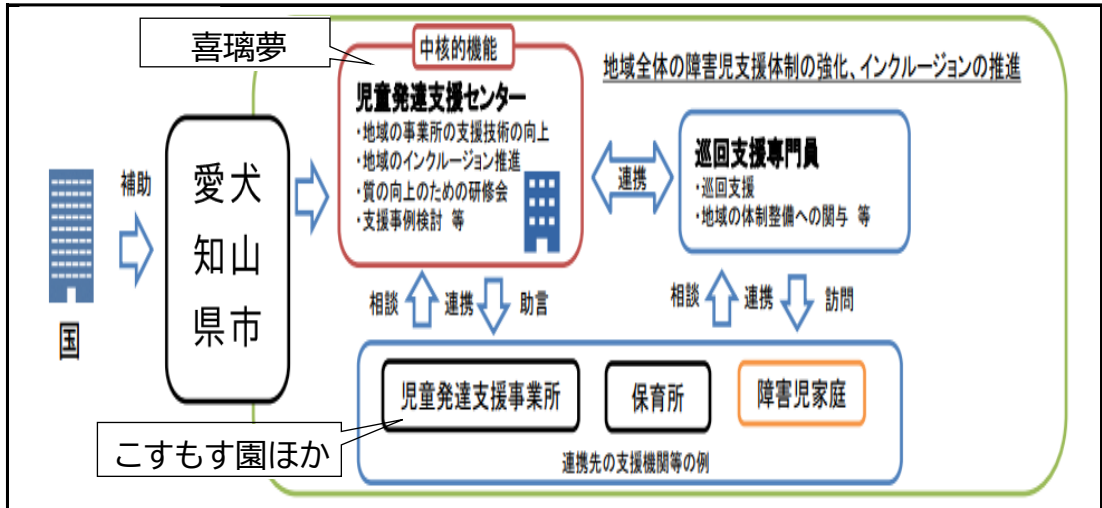
事業費

660万円

担当課

福祉課

児童発達支援センターの中核的役割や機能の強化を図り、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図ります。



予算科目

3-1-2

目名

障害者福祉費

特定財源

国庫補助金 330万円
県補助金 165万円

事業の目的

令和6年4月改正児童福祉法の施行を踏まえ、愛知県の指定を受け実施する児童発達支援センターが障害児支援体制の中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行い、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図ります。

事業の内容

児童発達支援センターを中核にした地域の支援体制を整備・強化するため、犬山市障害者自立支援協議会のこども部会等で把握する地域課題を踏まえて、地域の支援事例検討や質の向上のための研修等事業を実施し、関係機関が連携して、障害児やその家族に切れ目ない支援体制の充実を図ります。

事業の効果

地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制を強化します。

犬山産農林水産物のブランディングを推進します

事業費

150万円

担当課

産業課

犬山産農林水産物やその加工品を地域特産品としてブランディングする取り組みを推進するため、農産物等ブランディング推進補助金を創設します。



犬山の桃

二の宮みかん



予算科目

5-1-3

目名

農業振興費

特定財源

なし

事業の目的

市内農林水産業の振興を図るため、犬山産農林水産物のブランディングに取り組む農業者等の活動を支援し、新たな特産品の創出を図るとともに、「犬山の桃」、「二の宮みかん」、「じねんじょ夢とろろ」などの特産農産物の生産拡大・生産技術向上に取り組む農業者を支援することにより、産地としての維持・拡大を目指します。

(令和5年度までの「農産物等付加価値向上補助金」の内容を拡充したものです。)

事業の内容

生産者自らがブランディングに取り組む市内農林水産物の加工品の開発や新たな販売方法の導入に必要な経費、また特産農産物等の生産拡大や生産技術向上に係る経費を補助します。

補助対象者：市内の農林漁業者個人・団体

補助率：2分の1

補助上限：ハード整備：上限30万円 ソフト事業：上限10万円

(ハード、ソフトを組み合わせた事業の場合は合計40万円)

事業の効果

市内特産農産物の産地を維持し、農林水産物を加工した商品の開発・販売等の6次産業化を促進していくことにより、犬山の農業を守り、犬山産農林水産物の供給量や品質、ブランド価値の向上効果が期待されます。

市制70周年記念事業を行います

事業費

627万円

担当課

企画広報課

5月18日(土)・19日(日)を中心に、市内各所で市制70周年記念事業を実施します。



予算科目

2-1-7

目名

秘書企画費

特定財源

周年記念品販売代金 10万円

事業の目的

令和6年4月1日に市制施行70年を迎えるにあたり、犬山市の魅力を再発見するとともに、楽しさを感じる記念事業を開催することで、市民のまちへの愛着を深め、新たなまちづくりに向けた活力を高める機会とします。

事業の内容

- ・5月18日(土)に、市制70周年の節目となる記念式典を開催します。
- ・記念式典では、市政に多大な貢献をされた方の功績を讃えるため、表彰式を行います。
- ・また、式典では、羽黒小学校の新5年生による合唱、市内4中学校吹奏楽部による合同演奏を披露いただきます。
- ・5月18日(土)・19日(日)の2日間で、市内各所で市のイベント、民間事業者との連携イベント、市内各団体によるイベントなど、多数開催します。
- ・市内各所のイベント開催にあわせて、市内を周遊して楽しんでいただける企画を実施します。
- ・記念切手などの記念物品を製作します。

事業の効果

市制施行の節目の年を、市民がまちへの愛着を深めるとともに新たなまちづくりに向けた活力を高める機会と捉え、様々な記念事業を通じて、より多くの市民が犬山市制が70年を迎えることを知り、まちの「やさしさ」と「げんき」、さらにはまちの魅力の「さいはっけん」を感じることができる契機とします。

ふるさと定住サポート事業

事業費

1,480万円

担当課

都市計画課

市内の定住人口を増やすために、子育て世代の世帯に対する住宅取得及び改修費の一部を補助する事業

U・Iターン定住 応援します！

ふるさと（同居・近居）
働きて
定住促進サポート事業



予算科目

7-4-3

目名

建築総務費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 1,480万円

事業の目的

Uターン・Iターンによる子育て世代の世帯（申請者又は配偶者が40歳以下の世帯）に対して定住促進を図るために、住宅のリフォームや新規取得に対する支援を行っています。

事業の内容

（ふるさと定住促進同居タイプ）

持ち家をリフォーム又は住宅を新築や購入の費用の1/2、上限60万円を補助

（ふるさと定住促進近居タイプ）

住宅を新築や購入する費用のうち上限20万円を補助

（働きて定住促進）

住宅を新築や購入する費用のうち上限20万円を補助

※多子世帯（同一世帯で3人以上かつ第3子以降の子が中学生以下の世帯）はさらに20万円を補助

事業の効果

令和4年度実績

ふるさと定住促進	実績：（同居）15世帯	転入45人（補助額900万円）
	（近居）14世帯	転入45人（補助額280万円）
働きて定住促進	実績：5世帯	転入14人（補助額100万円）

市内での新規創業を支援します

事業費

793万円

担当課

産業課

市内での新規創業を支援します。また、市外から市内へ移住して創業する場合、移住に必要な費用の一部を上乗せします。



予算科目 6-1-2

目名 商工費

特定財源 なし

事業の目的

新規創業者の費用負担の軽減と、創業計画の作成を伴走型で支援することにより、創業を推進し、商工業の発展と、地域経済への寄与を目的とします。加えて経営者の犬山市への移住にもつなげていきます。

事業の内容

市内で中小企業者として創業を予定している者に対し、創業時に必要となる、店舗、事業所の内外装の工事費、設備費、官公庁への申請費用、広報費の一部を補助します。

また、市外からの移住者については、引越し費用や家賃補助などさらに費用負担の軽減のため上乗せします。

- 創業支援補助金 610万円
 - 上限100万円（補助率1/2）
 - 移住者加算（補助率1/2）
 - ①引越し費用 上限50万円
 - ②家賃、不動産購入費用 上限60万円（家賃補助は5万円/月、12ヶ月を限度）
- 相談業務委託料 183万円（中小企業経営相談業務委託料の内、見込み件数で按分）
 - 中小企業診断士の無料相談により犬山市版創業計画の作成を支援

事業の効果

市内での創業が増えることで、商工業の発展と、地域経済への寄与が期待できます。

移住・定住促進事業（シティプロモーション、いぬやま応援団事業）

事業費

695万円

担当課

企画広報課

「住むまち」としての魅力を発信するとともに、補助金を交付することなどにより移住・定住の促進につなげます。



予算科目

2-1-7

目名

秘書企画費

特定財源

国庫補助金 278万円

事業の目的

犬山市は人口減少が続いています。犬山市の「住むまち」としての魅力を広く発信するなど人口減少を抑制し、市民のみなさんが犬山市での暮らしの豊かさを実感でき、今後も持続可能なまちであり続けられるよう、市外からの移住と市内に住んでいる方の定住を促進します。

事業の内容

「来るまち」のイメージがある犬山市の「住むまち」としての魅力に関する情報を発信します。また、犬山市への移住を希望する者のうち、新しい活力をもたらしてくれる人に対して補助金を交付することで、移住促進や地域振興を図ります。加えて、犬山市からの転出者のうち、希望者に対して定期的にポストカード等を送付するなど、情報発信をすることで、応援団として今後の関係人口の拡大に繋がる関係を継続していきます。

事業の効果

「住むまち」としての魅力の発信や補助金を交付することなどにより、移住や定住への関心へとつながり、将来的に「住んでみたい」・「住み続けたい」まちとして犬山市が選ばれることにつなげていきます。

木曽川河畔の整備に向けた取組みを進めます

事業費

2,182万円

担当課

観光課

木曽川河畔の整備に向けて、かわまちづくり計画策定を開始するとともに、地質調査を行います。



予算科目

6-2-1

目名

観光費

特定財源

国庫補助金 930万円

事業の目的

木曽川河畔は、国宝犬山城や名勝木曽川の景観が美しい空間です。一方で内田地区の遊歩道や桜は経年により劣化・老木化が見られ、河川空間再構築の取組みが必要になっていきます。

こうした状況から令和5年8月に「犬山市木曽川河畔空間整備基本構想」を策定しました。将来にわたっても河畔が来訪者及び住民にとって親しみや憩い、そして活躍の場となることを目的に整備検討を進めます。令和6年度は整備に向けた調査や計画の検討等を行います。

事業の内容

木曽川河畔の整備が国との連携を踏まえた取組みとなるよう、令和7年度の策定を目指し「かわまちづくり計画」に着手します。地域の方にとっても親しみと愛着のある空間となるよう、引き続き対話の場を設けるとともに、河畔に必要な機能を確認する実証事業を継続実施します。

整備方法の検討に向け、河畔堤防の構造を把握する必要があるため、ボーリング等の地質調査を行います。

事業の効果

河川管理者からの協力・支援を得て「かわまちづくり計画」を策定することで、整備や利活用の方向性を定めることができます。合わせて地域住民との意見交換や実証事業を経て河畔への愛着や親しみを醸成するとともに、必要な機能を確認します。

地質調査を実施することで、必要なデータを収集するとともに河畔堤防の構造を把握することができ、内田河畔遊歩道の整備へ繋がります。

都市計画道路蝉屋長塚線の予備設計に着手します

事業費

1億2,945万円

担当課

整備課

市南部の東西方向の主要な交通軸を整備し、交通環境の改善、円滑な道路交通処理を行い、地域の発展を図ります。



予算科目

7-4-4

目名

街路事業費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 1,902万円

事業の目的

計画地周辺は、南北に縦断する名古屋鉄道小牧線により東西間の交通網が分断されているため、東西方向の主要な交通軸となる本路線を整備し、交通環境の改善、円滑な道路交通処理を行い、地域の発展を図ります。

事業の内容

都市計画道路整備に向けて、道路及び橋梁の予備設計を進めます。

事業の効果

市道犬山公園小牧線、県道春日井各務原線、市道富岡荒井線と南北の幹線があるなか、国道41号へ直接アクセスできる東西軸が確保でき、交通環境の改善を図ることができま

市道楽田桃花台線を拡幅整備します

事業費

4,960万円

担当課

整備課

市南部地域の東西路線を整備し、地域の渋滞緩和や歩行者等の安全確保を図ります。



予算科目

7-4-4

目名

街路事業費

特定財源

市債 4,460万円

事業の目的

市南部地域の交通需要に対応するため、市道楽田桃花台線を整備し、地域の渋滞緩和や歩行者等の安全確保を図ります。

事業の内容

幅員が狭く、車のすれ違いが困難な第三荒井池南付近において、現在の道路用地幅による拡幅整備を進めます。

事業の効果

地域の渋滞緩和や歩行者の安全確保を図ることができます。

災害時の緊急放送設備（防災ラジオ）を整備します

事業費

1, 266万円

担当課

防災交通課

防災行政無線等の手段として、コミュニティFMを利用した緊急情報通信装置を整備し、防災ラジオを導入します。



防災ラジオ（イメージ）

予算科目

2-1-6

目名

災害対策費

特定財源

県補助金 165万円
市債 771万円

事業の目的

災害時に市が発信する緊急情報や避難情報などを確実に住民へ情報を伝え、市民が迅速に適切な避難行動をとることで、逃げ遅れゼロを目指します。

事業の内容

コミュニティFMの電波を利用する緊急放送設備を整備し、個別に受信する防災ラジオの導入を進めます。防災ラジオにより、災害時に市が発信する緊急情報や避難情報などを確実に住民へ情報を伝えます。

R6の配布対象者：土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の住民で希望する人、視覚障害者で希望する人

戸別受信機（防災ラジオ）購入者負担金：1,000円/台

放送設備設置工事費 771万円

戸別受信機（防災ラジオ）の購入 300台 495万円

事業の効果

プッシュ型で住民に情報伝達することで、市民が迅速に適切な避難行動をとることができます。

防災ハンドブック・ハザードマップを更新します

事業費

1, 335万円

担当課

防災交通課

防災ハンドブック・ハザードマップの更新版を作成し、市民の防災意識を高めます。



予算科目

2-1-6

目名

災害対策費

特定財源

県補助金 193万円

ふるさと犬山応援基金繰入金 1, 142万円

事業の目的

作成から5年が経過する防災ハンドブック及びハザードマップの更新版を作成して市民に配布することで、防災に関する最新の情報を市民に周知するとともに、市民の防災意識を高めます。

事業の内容

防災ハンドブックの内容（避難情報の修正、ペット避難に関する情報など）を更新し、ハザードマップ（4種類：地震、土砂災害、外水、内水）を更新し、印刷及び全戸へ配布します。

印刷部数：43,000部（全戸配布分34,600部、転入者配布分8,400部）

事業の効果

防災に関する最新の情報を市民に周知するとともに、市民の防災意識を高めます。

自転車乗車用ヘルメットの購入費を最大2,000円補助します

事業費

160万円

担当課

防災交通課

令和5年度で終了する予定であった自転車乗車用ヘルメット購入費補助を継続します。



予算科目

2-1-11

目名

交通防犯対策費

特定財源

県補助金 80万円

事業の目的

自転車事故による負傷者の割合が高い7～18歳の児童生徒等と、自転車事故による死者の割合が高い65歳以上の高齢者に、転倒や交通事故の際に頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットの着用を促進することで、自転車事故の際の頭部への負傷を軽減させることを目的とします。

事業の内容

市内に住所を有する7～18歳、65歳以上の人を対象に、ヘルメット購入費の2分の1（上限2,000円、100円未満切捨）を補助します。

自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費県補助金として、市が実施する購入費補助事業に対して、県が補助対象経費の1/2を補助します。R3～R5で実施する計画でしたが、県の補助が2か年継続する予定となったため、市の補助も合わせて継続します。

事業の効果

ヘルメット着用により自転車事故の際の頭部への負傷を軽減することで、自転車事故による人的被害の重大化の防止を図ります。

消防団アプリの導入を行います

事業費

71万円

担当課

消防総務課

消防団活動の効率化のため、消防団アプリの導入を行います。



予算科目

8-1-2

目名

非常備消防費

特定財源

国庫委託金 65万円

事業の目的

災害活動や消防団事務を効率化するために、消防団アプリを導入します。

事業の内容

消防団アプリを導入することで、消防団員のスマートフォンへ災害情報を伝達し、消防団員の参集状況や位置情報を地図上に表示することができます。また、出動した団員の出動報告書も自動で作成でき、事務局側も報酬の支払いに必要な業務を自動で計算できます。

事業の効果

消防団の災害対応力が向上し、報酬事務が効率化されるなど、消防団員及び事務局職員の負担が大きく減少します。

5 令和5年度2月補正予算

○ 予算規模

総予算（企業会計を含む）

5億2,455万7千円を増額補正

補正後予算額 → 526億1,100万5千円

（補正前の予算額と比較して1.01%の増）

一般会計

5億3,641万6千円を増額補正

補正後予算額 → 316億9,031万2千円

（補正前の予算額と比較して1.72%の増）

特別会計

1,185万9千円を減額補正

補正後予算額 → 151億6,093万3千円

（補正前の予算額と比較して0.08%の減）

企業会計

補正無し

令和5年度 補正後予算会計別総括表

(単位：千円・%)

会 計 名		令和5年度			令和4年度	比 較 増 減	
		1 1 号 補 正			最 終 補 正	対前年度	伸 び 率
		補正前の額	補 正 額	補正後の額 A	補正後の額 B	予算額 C = A - B	C / B
一 般 会 計		31,153,896	536,416	31,690,312	30,615,303	1,075,009	3.5
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 計 特 別 会 計	7,076,968	△ 7,700	7,069,268	7,055,971	13,297	0.2
	犬 山 城 費 計 特 別 会 計	340,734	65	340,799	263,259	77,540	29.5
	木 曾 川 う かい 事 業 費 計 特 別 会 計	61,319		61,319	59,496	1,823	3.1
	介 護 保 会 險 計 特 別 会 計	6,180,418	△ 2,165	6,178,253	5,881,756	296,497	5.0
	後 期 高 齢 者 医 療 計 特 別 会 計	1,513,353	△ 2,059	1,511,294	1,540,398	△ 29,104	△ 1.9
	小 計	15,172,792	△ 11,859	15,160,933	14,800,880	360,053	2.4
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	2,011,057	0	2,011,057	1,902,228	108,829	5.7
	下 水 道 事 業 会 計	3,748,703	0	3,748,703	3,879,828	△ 131,125	△ 3.4
	小 計	5,759,760	0	5,759,760	5,782,056	△ 22,296	△ 0.4
合 計		52,086,448	524,557	52,611,005	51,198,239	1,412,766	2.8

※水道事業会計と下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

令和5年度 一般会計補正後予算歳入款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較 増 減	
	11号補正後 予算額 A	構 成 比	最 終 補 正 後 予算額 B	構 成 比	対 前 年 度 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
*1 市 税	12,271,941	38.7	12,012,452	39.2	259,489	2.2
2 地 方 譲 与 税	242,123	0.8	236,251	0.8	5,872	2.5
3 利 子 割 交 付 金	4,683	0.0	5,000	0.0	△ 317	△ 6.3
4 配 当 割 交 付 金	95,141	0.3	82,262	0.3	12,879	15.7
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	98,090	0.3	70,397	0.2	27,693	39.3
6 法 人 事 業 税 金 交 付 金	245,113	0.8	223,700	0.7	21,413	9.6
7 地 方 消 費 税 金 交 付 金	1,796,733	5.7	1,806,283	5.9	△ 9,550	△ 0.5
8 ゴルフ場利用税金 交 付 金	18,121	0.1	19,986	0.1	△ 1,865	△ 9.3
9 環 境 性 能 割 金 交 付 金	69,629	0.2	61,028	0.2	8,601	14.1
10 地 方 特 例 交 付 金	100,371	0.3	83,841	0.3	16,530	19.7
11 地 方 交 付 税	2,269,405	7.2	2,190,180	7.2	79,225	3.6
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,540	0.0	8,423	0.0	△ 883	△ 10.5
*13 分 担 金 及 び 負 担 金	92,659	0.3	88,120	0.3	4,539	5.2
*14 使 用 料 及 び 手 数 料	534,104	1.7	514,296	1.7	19,808	3.9
15 国 庫 支 出 金	4,443,442	14.0	4,090,675	13.4	352,767	8.6
16 県 支 出 金	1,743,834	5.5	1,967,893	6.4	△ 224,059	△ 11.4
*17 財 産 収 入	248,987	0.8	274,659	0.9	△ 25,672	△ 9.3
*18 寄 附 金	665,812	2.1	1,059,848	3.5	△ 394,036	△ 37.2
*19 繰 入 金	2,797,247	8.8	2,334,973	7.6	462,274	19.8
*20 繰 越 金	1,244,984	3.9	1,164,787	3.8	80,197	6.9
*21 諸 収 入	727,155	2.3	686,626	2.2	40,529	5.9
22 市 債	1,973,198	6.2	1,633,623	5.3	339,575	20.8
合 計	31,690,312	100.0	30,615,303	100.0	1,075,009	3.5
* 自 主 財 源	18,582,889	58.6	18,135,761	59.2	447,128	2.5
依 存 財 源	13,107,423	41.4	12,479,542	40.8	627,881	5.0

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

令和5年度 一般会計補正後予算歳出款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較 増 減	
	1 1 号 補 正 後 予 算 額 A	構 成 比	最 終 補 正 後 予 算 額 B	構 成 比	対 前 年 度 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
1 議 会 費	239,718	0.8	239,466	0.8	252	0.1
2 総 務 費	4,912,686	15.5	5,861,164	19.1	△ 948,478	△ 16.2
3 民 生 費	13,183,207	41.6	10,552,930	34.5	2,630,277	24.9
4 衛 生 費	2,948,664	9.3	3,043,934	9.9	△ 95,270	△ 3.1
5 農 林 業 費	258,655	0.8	306,380	1.0	△ 47,725	△ 15.6
6 商 工 費	570,466	1.8	757,838	2.5	△ 187,372	△ 24.7
7 土 木 費	2,233,660	7.0	2,416,741	7.9	△ 183,081	△ 7.6
8 消 防 費	1,229,187	3.9	1,028,264	3.4	200,923	19.5
9 教 育 費	4,061,677	12.8	4,293,450	14.0	△ 231,773	△ 5.4
10 災 害 復 旧 費	48,000	0.2	60,000	0.2	△ 12,000	△ 20.0
11 公 債 費	1,944,391	6.1	1,945,135	6.4	△ 744	0.0
12 諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
13 予 備 費	60,000	0.2	110,000	0.4	△ 50,000	△ 45.5
合 計	31,690,312	100.0	30,615,303	100.0	1,075,009	3.5

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

※予備費（充用先の款を含む）の予算額は、充用前の金額を記載しています。

◎ 一般会計補正予算（第11号）に計上した主な事業

経営部 企画広報課

《一般会計》	
○ 市制70周年記念事業記念品等製作事業（市制70周年記念）	
補正予算要求額	3,053千円
【補正理由】	
<p>市制施行70年を迎えるにあたっては、令和6年5月18日(土)・19日(日)を中心とした記念事業を展開することを決定しており、記念式典をはじめとする主催事業などではその参加者に対して記念品の配付を予定している。記念品として、オリジナルのデザインなどを用いた犬山市独自の物品の製作を予定することに伴い、今年度より製作作業に着手する必要があるため、補正予算を計上し、併せて繰越明許費を計上する。</p>	
【内容】	
<p>市制70周年記念事業参加者に配付する記念品など、事業実施に必要な物品を製作する。</p>	
【効果】	
<p>市制施行70年の記念品として、犬山市独自の物品等の制作が可能となる。</p>	
【概略スケジュール（予定）】	
令和6年3月	契約締結
3月～	デザイン等の協議・決定
令和6年5月	業務完了（成果物納品）
【要求額の積算内容】	
○歳出	
・ 記念事業用手提げ袋製作業務	374千円
・ 記念事業配付用記念品製作業務	2,294千円
・ 記念事業用スタンプ製作業務	385千円
計	3,053千円（令和6年度への繰越を行う）
（次ページに続く）	

【市制70周年記念事業の全体予算】

令和5年度当初予算 9,898千円

2月補正 △1,636千円

(増額3,053千円、減額4,689千円)

令和6年度当初予算 7,003千円 (うち、地域協働課計上分741千円)

計 15,265千円

【過去の周年事業の実績】

50周年 (平成16年度) 40,501千円

60周年 (平成26年度) 12,952千円

《一般会計》

○ 障害者基幹相談支援センター運営事業（障害者地域生活支援）

補正予算要求額 7,060千円

【補正理由】

障害者総合支援法に基づき実施する犬山市障害者基幹相談支援センター運営業務は平成30年度より社会福祉法人犬山市社会福祉協議会へ委託（3年間の長期継続契約）している。本事業の消費税の取扱いについては、委託業務開始前の平成30年2月に小牧税務署へ委託契約書・仕様書（案）にて確認をした上で、非課税事業として契約締結をしていた。しかし、令和5年10月4日付け国通知により課税事業であるとの見解が示されたため、取引に必要な消費税相当額を補正する。

【内容】

受託法人からの依頼に基づき、本事業にかかる消費税相当額を市から受託法人へ支払う。なお、受託法人との協議により、受託法人の納付義務が発生しない平成30年度及び令和元年度については消費税相当額を負担しないものとする。

(単位:円)

年度	決算額	消費税率	契約金額を基に算出した消費税	修正申告の必要な年度の消費税	予算科目
H30	19,748,298	8%	1,579,863	免税	-
R1	19,109,199	8%,10%	1,719,826	免税	-
R2	12,534,377	10%	1,253,437	1,253,437	過年度分 18節 負担金 計 5,119,797
R3	19,474,414	10%	1,947,441	1,947,441	
R4	19,189,194	10%	1,918,919	1,918,919	
R5	19,400,000	10%	1,940,000	1,940,000	現年度分 12節 委託料
計			10,359,486	7,059,797	-

【目的・効果】

消費税法を遵守することができる。

【概略スケジュール】

令和6年3月 市から受託法人へ支払

受託法人が過年度分を修正申告・納付

【その他】

受託法人は課税対象事業費1,000万円以下の免税事業者（2年前の決算で判断）であったが、当該事業を受託したことにより令和2年度より課税事業者となった。

《一般会計》

- 新型コロナウイルスワクチン接種事業（新型コロナウイルスワクチン接種事業）
補正予算要求額 △45,536千円

【要求理由】

令和5年度を以て新型コロナワクチンの特例臨時接種を終了する国の方針を受け、令和5年度予算の残額を繰り越し令和6年度に実施する残務処理のための予算を確保することとしたことから、予算残額を適切な支出項目に振り分ける必要があり、予算残額の範囲内で補正（組み換え）し、その後の残額については国庫負担金及び補助金を含め補正（減額）を行う。

また、令和4年度負担金・補助金超過交付額を返還するため、補正（増額）を行う。

●要求額 計△45,536千円

【要求額の積算】

① 現年予算残額	102,174千円
② 残務処理費（繰越予定）	10,990千円
③ 組替額	0千円
④ 残額（減額）（①－②）	△91,184千円
⑤ 返還金（増額）	45,648千円
⑥ 要求額（④＋⑤）	△45,536千円

【② 残務処理費の内容】

接種委託料の請求に対する支払いや、ワクチン保冷庫の処分、接種記録をマイナンバー連携させるためのシステム改修等の令和6年度に持ち越される特例臨時接種に関する事務を実施する。

○事業費：10,990千円（令和6年度に繰越予定）

（内訳）委託料：10,292千円、手数料：318千円、職員手当：290千円、
使用料：60千円、需用費：30千円

（財源）国庫負担金：3,692千円、国庫補助金4,298千円、一般財源：3,000千円

※システム改修費のうち、マイナンバー連携に係る作業費は補助対象外

【③ 組替の内容】

現年予算残額を、残務処理に必要な経費として適切な支出項目に組み替える。

○補正額：0千円

（内訳）手数料：318千円、職員手当：290千円、使用料：60千円、委託料：△668千円

（次ページに続く）

【④ 残額（減額）の内容】

現年予算残額から残務処理費を差し引いた残額について補正（減額）を行う。

○補正額：△91,184千円

（内訳）委託料：△53,396千円、負担金補助金及び交付金：△19,770千円 等

（財源）国庫負担金：△24,032千円、国庫補助金：△67,142千円、一般財源：△10千円

【⑤ 返還金の内容】

令和4年度の接種率が想定を下回ったことにより生じた負担金及び補助金の超過交付額を返還する。

○補正額：45,648千円

（内訳）令和4年度国庫負担金分：16,427千円、令和4年度国庫補助金分：29,221千円

（財源）一般財源：45,648千円

【補正額の積算及び令和5年度予算状況】

		繰越予算(R4→R5)	現年予算	
予算額	令和4年度からの繰越額	179,035,979円	0円	
	令和5年度6月補正額	0円	102,174,000円	
支出済額		141,547,005円	0	
予算残額		37,488,974円	102,174,000円	①
残務処理費(令和6年度～繰越)		0円	10,990,000円	②
補正額		0円	△45,536,000円	⑥
内訳	・減額分	0円	△91,184,000円	④
	・増額分	0円	45,648,000円	⑤
支出予定額		20,356,286円	45,648,000円	
決算見込額		161,903,291円	45,648,000円	
決算残額		17,132,688円	0円	
不用額		*17,132,688円	0円	

*繰越予算(R4→R5)については補正(減額)が行えないため残額が不用額となる。

※「令和4年度負担金・補助金の返還金」の支払いは令和6年度初旬に国から指示がある予定

※「令和5年度負担金・補助金の返還金」は令和6年度内に返還予定（金額未定）

※「令和6年度以降の新型コロナワクチンの定期接種化に伴い必要となる予算」及び「令和5年度負担金・補助金の返還金」は、詳細が判明し次第予算計上予定

《一般会計》

○ 防排煙制御設備改修工事（小学校施設営繕、中学校施設営繕）

補正予算要求額 27,190千円

【補正理由】

小中学校14校のうち11校に設置している防火シャッター、防火扉、感知器等（以下「防排煙制御設備」という。）の点検により、6校で防火シャッター降下不良をはじめ防火扉の閉鎖不良、感知器不作動等の不具合が見つかった。早期に改修するため補正予算を計上し、併せて、繰越明許費を計上する。

【内容】

小学校4校、中学校2校で見つかった不具合について、防火シャッターや防火扉、感知器の取替、開閉器等部品の改修を行う。

【効果】

- ・防排煙制御設備の不具合を解消し、正常に作動するようにする。
- ・火災時に火や煙が広がるのを防ぎ、建物への被害を小さくし、避難時間を作ることで、児童・生徒の安全を確保する。

【概略スケジュール（予定）】

令和6年3月～ 入札
令和6年3月～令和6年10月 改修工事

【要求額の積算内容】

防排煙制御設備改修工事請負費 27,190千円
（内訳）小学校費 25,085千円 中学校費 2,105千円

《一般会計》

○ 犬山南小学校南舎長寿命化改良工事（犬山南小学校整備）

補正予算要求額 709,632千円

【補正理由】

犬山南小学校整備事業に関し、南舎の長寿命化改良工事は、令和5年度学校施設環境改善交付金の内定を受けたことにより、早期に財源を確保し、着実な事業実施、入札業務など事務期間の確保のため補正予算を計上し、併せて、継続費を計上する。

【内容】

南舎の外壁補修や、屋根防水、電気・ガスなどのライフラインを改修するとともに、教室を木質化し居心地の良い学習環境を作る。併せて、障害のある人や小さいお子様連れの保護者が利用できるようエレベーターやみんなのトイレ（多目的トイレ）、授乳室を設置する。

また、アスベストを含む建築資材の撤去等を行い、安全性を確保する。

【効果】

古い校舎で老朽化が著しいため改修工事を実施するとともに、エレベーターや授乳室を設置した地域開放ができる施設へと更新する。

【概略スケジュール（予定）】

令和6年3月～令和6年4月 長寿命化改良工事入札

令和6年6月～令和7年12月 長寿命化改良工事

【要求額の積算内容】

《歳出》

犬山南小学校長寿命化改良工事請負費 709,632千円（令和5年度分）

《歳入》

国庫補助金 学校施設環境改善交付金 120,874千円（令和5年度分）

森林環境譲与税基金繰入金 10,000千円 市債 470,200千円

《継続費》

総額 1,441,633千円

・全体工事費 1,423,273,500円 ・工事監理委託費 18,359,000円

（内訳） 令和5年度 709,632千円（工事費）

令和6年度 0千円

令和7年度 732,001千円（工事費、工事監理委託費）

《一般会計》

○ 保育園運営費委託料（民間保育所運営）

補正予算要求額 18,937千円

【事業目的】

市内私立保育所（白帝保育園・犬山さくら保育園）への保育園運営費委託料について、以下の公定価格改正により、必要額を計上する。

※公定価格：保育認定区分や保育必要量、施設の所在地などを基にして、施設を運営するために必要となる費用を計算した上で、国が定める基準によって算定されたもの。

① 加算項目の追加認定（令和5年4月～令和6年3月分）

当初想定していなかった加算項目（チーム保育推進加算）について、各施設設置者からの申請により認定したことに伴うもの

※チーム保育推進加算：必要保育士数を超える保育士を配置した場合、施設からの申請により加算項目として追加することができる。（一定要件あり）

② 国家公務員給与改定分（令和5年4月～令和6年3月分）

令和5年度人事院勧告による国家公務員給与改定に伴う改正

【事業内容】

対象事業所：民間保育所2園（白帝保育園・犬山さくら保育園）

【効果】

保育所で働く保育士等職員の処遇改善

【要求額の積算内容】

《歳出》 保育園運営費委託料 18,937千円

《歳入》 子どものための教育・保育給付交付金（国負担率：1/2）

9,468千円

子どものための教育・保育給付費県負担金（県負担率：1/4）

4,734千円

（次ページに続く）

【各園補正額内訳】

(単位：円)

	① チーム保育 推進加算	② 人事院勧告	③ その他 (※)	④ (①+②+③)
白帝保育園	5,593,890	4,538,820	△5,678,120	4,454,590
犬山さくら保育園	6,025,170	4,623,560	3,833,150	14,481,880
計	11,619,060	9,162,380	△1,844,970	18,936,470

※「その他」は、当初想定した園児延人数と最終的な園児延人数見込みとの差異による増減額

- ・白帝保育園 : 当初 1,378 人→最終見込 1,323 人 (△55 人)
- ・犬山さくら保育園 : 当初 675 人→最終見込 697 人 (+22 人)

《一般会計》

○ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金申請等作成支援業務委託料

((仮称) 新橋爪・五郎丸子ども未来園建設)

補正予算要求額 5, 720千円

【事業目的】

(仮称) 新橋爪・五郎丸子ども未来園については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(国補助金)を活用した園舎の建築を進めている。

当該補助金の申請及び実績報告に必要な事項に係る書類作成について、事業者の支援を必要とすることから委託料を計上し、併せて繰越明許費を計上する。

【事業内容】

ZEB化実現に向けたエネルギー導入効果等に関する補助金申請書類の作成及び実績報告等に係る関係書類作成業務を委託する。

【効果】

補助金申請及び実績報告に必要な事項は、ZEB化関連事業に特化した事項となるため、専門知識を持つ事業者による作成支援業務を委託することで、作業時間の短縮と事務の効率化を図ることができる。

【要求額の積算内容】

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金申請等作成支援業務委託料

5, 720千円

【その他】

例年、国庫補助金の2次募集期間は2月下旬以降に示されることから、その時期に合わせ補助金申請手続きを進めていく。

建築工事の完了を令和6年度(令和7年2月)としていることから、繰越明許費予算を設定する。

※ZEB化: 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすること

6 令和6年5月末までの主な行催事

名称等	犬山観光プロモーション（上期）		
実施期間	3月1日（金）～ 8月31日（土）		
場所	犬山市内		
担当所属	観光課		
主催	犬山観光プロモーション協議会		
名称等	ちびっこ一日消防署長		
実施期間	3月3日（日）	時間	9:00 ～ 12:00
場所	本町通り（城下町）・消防署		
担当所属	予防課		
主催	犬山市消防本部		
名称等	第33回犬山市障害者作品展		
実施期間	3月5日（火）～ 3月7日（木）		
場所	犬山市役所1階 市民プラザ		
担当所属	福祉課		
主催	犬山市（実施：犬山市身体障害者福祉協会）		
名称等	あおつか歴史講座 講演会「神宮寺跡について」		
実施期間	3月9日（土）	時間	10:00 ～ 11:30
場所	青塚古墳ガイダンス施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	あおつか歴史講座 散策会「神宮寺跡と小路遺跡を訪ねて」		
実施期間	3月16日（土）	時間	9:30 ～ 12:00
場所	名鉄楽田駅東口集合		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	東之宮古墳土あげ祭		
実施期間	3月20日（祝）	時間	9:00 ～ 12:00
場所	東之宮古墳		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	スポーツ交流会		
実施期間	3月27日（水）	時間	9:30 ～ 11:40
場所	エナジーサポートアリーナ		
担当所属	福祉課		
主催	犬山市（実施：犬山市障害者自立支援協議会）		

名称等	犬山祭		
実施期間	4月6日（土）～ 4月7日（日）		
場所	犬山市城下町		
担当所属	観光課		
主催	（一社）犬山祭保存会		
名称等	春の全国交通安全運動		
実施期間	4月6日（土）～ 4月15日（月）		
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	愛知県交通安全推進協議会		
名称等	シートベルト・チャイルドシート関所		
実施期間	4月9日（火）	時間	9:30 ～ 10:15
場所	犬山市民文化会館		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市・扶桑町・犬山警察署		
名称等	交通安全街頭大監視		
実施期間	4月10日（水）	時間	7:30 ～ 8:30
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市		
名称等	青塚古墳を見守る会 鯉のぼり掲揚		
実施期間	4月13日（土）～ 5月19日（日）	時間	9:00 ～ 16:00
場所	青塚古墳史跡公園		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	NPO法人 ニワ里ねっと		
名称等	犬山市心身障害児（者）父母の会総会		
実施期間	4月25日（木）	時間	10:00 ～ 12:00
場所	市民健康館		
担当所属	福祉課		
主催	犬山市心身障害児（者）父母の会		
名称等	犬山市身体障害者福祉協会総会		
実施期間	4月28日（日）	時間	10:00 ～ 12:00
場所	犬山市役所205会議室		
担当所属	福祉課		
主催	犬山市身体障害者福祉協会		

名称等	桃太郎まつり				
実施期間	5月5日 (祝)				
場所	桃太郎神社・桃太郎公園				
担当所属	観光課				
主催	桃太郎発展会				
名称等	子ども図書館まつり				
実施期間	5月5日 (祝)	～	5月6日 (祝)	時間	10:00 ～ 18:00
場所	犬山市立図書館				
担当所属	文化スポーツ課				
主催	犬山市教育委員会				
名称等	青塚古墳を見守る会 草刈り				
実施期間	5月25日 (土)			時間	9:00 ～ 12:00
場所	青塚古墳史跡公園				
担当所属	歴史まちづくり課				
主催	NPO法人 ニワ里ねっと				

市制70周年記念事業

※下記事業は令和6年2月19日(月)時点での公表事業です。今後も随時追加事業・情報を公表していく予定です。

名称等	令和6年春巡業大相撲犬山場所	〔担当課〕	文化スポーツ課
■開催日	4月4日 (木)	■時間	9:00 ~ 15:00
■主な内容	犬山市初開催となる公益財団法人日本相撲協会による巡業。幕内力士の取り組みのほか、本場所では見られない初切(しょっきり)や相撲甚句(すもうじんく)など本場所では見られない一味違った催し物のほか、抽選会などの企画を予定。		
■会場	エナジーサポートアリーナ メインアリーナ		
■主催	大相撲犬山場所実行委員会		
名称等	出張!なんでも鑑定団in犬山	〔担当課〕	企画広報課
■開催日	4月27日 (土)	■時間	13:00 ~ 15:00
■主な内容	テレビ東京系で放送の長年の人気番組『開運!なんでも鑑定団』の公開収録。番組でおなじみの鑑定士が依頼人自慢の「お宝」をその場で鑑定。		
■会場	犬山市民文化会館 大ホール		
■主催	犬山市		
名称等	記念式典	〔担当課〕	企画広報課
■開催日	5月18日 (土)	■時間	10:00 ~ 11:30
■主な内容	市政功労者の表彰のほか、羽黒小学校による合唱、市内4中学校吹奏楽部による合奏、犬山中学校によるからくり披露。		
■会場	犬山市民文化会館 大ホール		
■主催	犬山市		
名称等	STACKING BOX(スタッキングボックス)in犬山	〔担当課〕	企画広報課
■開催日	5月18日 (土)	■時間	10:00 ~ 15:00
■主な内容	発泡スチロールの箱を使った2種類のゲームに挑戦。ハコムブリレー(積み上げた箱をバトンにしたリレー)とハコヅミ(箱の積み上げた段数に記録に挑戦)		
■会場	エナジーサポートアリーナ メインアリーナ		
■主催	犬山市 株式会社アステックコーポレーション		
名称等	~学んで・遊んで・作って~ 発泡スチロールフェスタin犬山	〔担当課〕	企画広報課
■開催日	5月18日 (土)	■時間	10:00 ~ 15:00
■主な内容	発泡スチロールに関する実験やクイズの「環境学習」と発泡スチロール板でなんでも作ってしまう発泡スチロール大使による「工作教室」		
■会場	エナジーサポートアリーナ メインアリーナ		
■主催	犬山市 株式会社アステックコーポレーション 発泡スチロール協会		

市制70周年記念事業

※下記事業は令和6年2月19日(月)時点での公表事業です。今後も随時追加事業・情報を公表していく予定です。

名称等	(仮称) 環境学習イベント	[担当課]	環境課
■開催日	5月18日 (土)	■時間	未定
■主な内容	工作やゲーム、展示などを通じて、犬山市の財産である自然や身近な環境について再発見してもらうイベントを開催(詳細は未定)		
■会場	犬山里山学センター		
■主催	犬山市		
名称等	3×3UNITED公式戦 AICHI S.ONEホームゲーム	[担当課]	文化スポーツ課
■開催日	5月18日 (土) ~ 5月19日 (日)	■時間	10:00 ~ 16:30
■主な内容	犬山市を活動拠点とする3人制バスケットボールチーム「AICHI S.ONE」。「AICHI S.ONE」が参加する3人制バスケットボールのプロリーグ3×3UNITEDの2024-2025シーズン公式戦を開催。キッチンカーなどの出店も予定。		
■会場	成田山名古屋別院大聖寺 駐車場		
■主催	一般社団法人3×3UNITED		
名称等	(仮称) 記念事業まるっと周遊体験企画	[担当課]	企画広報課
■開催日	5月18日 (土) ~ 5月19日 (日)	■時間	9:00 ~ 未定
■主な内容	スタンプラリー形式で記念事業開催の各会場を楽しみながら周遊できる企画を予定。詳細は今後決定次第発表。		
■会場	市内各所	各会場	※18日(土)は9:30~17:00
■主催	犬山市		
名称等	歴史文化施設一斉無料開放	[担当課]	歴史まちづくり課
■開催日	5月18日 (土) ~ 5月19日 (日)	■時間	9:00 ~ 17:00
■主な内容	国宝犬山城や犬山祭、からくり人形など犬山市が世界に誇る本物の歴史や文化を感じることのできる3施設(犬山城、犬山市文化史料館(城とまちミュージアム・IMASEN 犬山からくりミュージアム)、どんでん館)を無料開放		
■会場	犬山城ほか		
■主催	犬山市		
名称等	消防団観閲式	[担当課]	消防総務課
■開催日	5月19日 (日)	■時間	未定
■主な内容	犬山市消防団による日ごろの活動や訓練の成果を披露。市制70周年記念事業オリジナルの子ども向け企画も計画。		
■会場	するすみふれあい広場		
■主催	犬山市		

市制70周年記念事業

※下記事業は令和6年2月19日(月)時点での公表事業です。今後も随時追加事業・情報を公表していく予定です。

名称等	さらさくら健康まつり	[担当課]	健康推進課
■開催日	5月19日 (日)	■時間	10:00 ~ 13:00
■主な内容	毎年秋開催の秋桜健康まつりを市制70周年限定で名称を変更し5月に開催。健康づくりに関するブースや医師・薬剤師の相談コーナー、食育に関する展示など		
■会場	市民健康館		
■主催	犬山市民健康館自主事業実行委員会		
名称等	歯と口の健康センター	[担当課]	健康推進課
■開催日	5月19日 (日)	■時間	9:30 ~ 11:30
■主な内容	さらさくら健康まつりと同時開催。犬山扶桑歯科医師会によるフッ化物塗布(18歳以下)と無料歯科健診。		
■会場	市民健康館	交流ホール	
■主催	犬山市	犬山扶桑歯科医師会	
名称等	健康講演会	[担当課]	健康推進課
■開催日	5月19日 (日)	■時間	13:00 ~ 14:00
■主な内容	サッカーJ1リーグ名古屋グランパスと連携し、同チーム専属の栄養アドバイザーを務める管理栄養士を講師に迎え、「食」をテーマとした健康講演。ユニフォームなどグランパスグッズの展示も予定。		
■会場	市民健康館	交流ホール	
■主催	犬山市民健康館自主事業実行委員会		
名称等	令和6年度犬山市子ども大学開校式	[担当課]	文化スポーツ課
■開催日	5月19日 (日)	■時間	10:30 ~ 11:30
■主な内容	学校が休みの土曜日や日曜日を利用して、子どもたちが犬山市全体をフィールドとしているいろいろな体験ができる「子ども大学」。令和6年度に行う子ども大学の開校式を実施。芸術や実験、自然体験、伝統文化などの19講座の内容紹介を予定。		
■会場	市民文化会館	大ホール	
■主催	犬山市		
名称等	(仮称) 犬山市制70周年記念花火	[担当課]	企画広報課
■開催日	5月19日 (日)	■時間	未定
■主な内容	2日間のフィナーレを飾る打ち上げ花火を予定。市民・事業者の方々からの”やさしき”あふれる思いのこもったメッセージ花火を中心に構成し、市民のみなさんに明日への”げんき”を与える花火企画。名古屋経済大学・犬山商工会議所との連携開催。		
■会場	未定		
■主催	犬山市制70周年記念花火実行委員会	・ (2月21日(水) 第1回会議開催予定)	